

令和元年第6回太子町議会定例会（第483回町議会）会議録（第2日）

令和元年12月2日
午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1 番	松 浦 崇 志	2 番	出 原 賢 治
3 番	森 田 哲 夫	4 番	吉 田 正 之
5 番	長谷川 正 信	6 番	玉 田 正 典
7 番	上 山 隆 弘	8 番	中 薮 清 志
9 番	首 藤 佳 隆	10 番	福 井 輝 昭
11 番	清 原 良 典	12 番	中 島 貞 次
13 番	井 村 淳 子	14 番	堀 卓 史
15 番	藤 澤 元之介		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	大 谷 員 代	書 記	森 文 彰
書 記	三 井 和 代		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	服 部 千 秋	副 町 長	名 倉 嗣 朗
教 育 長	沖 汐 守 彦	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	木 村 和 義	経 済 建 設 部 長	八 幡 充 治
教 育 次 長	栄 藤 雅 雄	財 政 課 長	嶋 津 一 弥

（開議 午前10時00分）

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

令和元年第6回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第6回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（藤澤元之介） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、中薮清志議員。

○中薮清志議員 8番中薮清志、通告に従い、一般質問を行います。

改めまして、おはようございます。

本日の一般質問ですけれども、まず最初に交通事故減少に向けた取り組みについてです。

太子町は西播磨地域の中で特に交通の要衝であり、多くの店舗があることから町内外より多くの方が車での移動を行っております。その一方で、交通渋滞やそれに伴う生活道路の抜け道化などが問題となってきたことも事実としてあります。また、最近では全国的にもあおり運転や、いまだになくならない飲酒運転による事故が起こっております。ほかにも、自転車での事故も多くなっており、運転免許を持たなくても乗れる子供、若者、高齢者が加害者にも被害者にもなる可能性が大きくなってきております。太子町では、平成30年に186件の人身交通事故が起こっております。救急車の出動も、太子署から交通事故で平成30年に200件出動しています。これは西はりま消防組合内のことなので純粋に太子町内だけの事故ではないと思いますが、たつの署に次いで多い数字となっております。

そこで、6月定例会でも確認いたしましたし、福祉文教常任委員会からも「交通事故等から子供たちを守る対策を求める緊急要望書」を提出したところでもあります。太子町総合計画も第5次から第6次にかわるタイミングを迎えて、再度重要性を感じるのと、また特に年末はお酒を飲む機会が増えること、昨日より、ながら運転の厳罰化が開始されたことでもありますので質問いたします。

1つ目に、先日も当町教育委員会の職員が飲酒運転による事故に巻き込まれてしまいました。大変悲しい出来事でした。これだけ飲酒運転禁止が世の中で当たり前にならされているのに、なくなる。許されない飲酒運転に対して、町としてはどのように感じ、対応していくのか。これが、まず1点目。

2点目、第5次太子町総合計画の中の交通安全の対策としての中で掲げている細施策が5つあります。交通安全意識の向上として交通安全教育の推進、交通キャンペーンの推進、自転車の交通マナーの向上の3点と、快適で安全な道路環境の構築として交通安全施設の整備、歩道の整備とあるが、各項目について、どのようなことを行い、現状この第5次総合計画が来年かわる中で、今現状どれぐらいの達成率を行政としては感じているのか、この2点を問います。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） それでは、順番にお答えをさせていただきます。

まず、飲酒運転についてでございますが、御指摘のとおり、交通事故は日々発生しており、11月16日には本町職員が酒気帯び運転によりまして命を奪われました。飲酒をして自動車を運転する行為は絶対にあってはならないことであり、飲酒事故の知らせを聞いた時に憤りと深い悲しみを感じているところでございます。飲酒事故は、被害者やその御家族などの将来を奪うとともに、加害者におきましてその代償ははかり知れません。町としまして、今回警察署とともに量販店や料飲組合へのポスター掲示をお願いし、チラシ配布を実施したところでございます。今後、飲酒運転撲滅のために警察署や交通安全を進める会と連携をしながら、これまで以上の広報活動、キャンペーンを行い、飲酒運転の悲惨さを訴えていきたいと存じております。

次に、第5次太子町総合計画についてでございます。

細施策1、交通安全意識の向上の基本事務1、交通安全教育の推進につきましては、主に学校

園や老人クラブを対象に平成30年度におきましては37回の交通安全教室を実施しております。子供たちや高齢者に対して、交通安全の意識高揚が図れたものと思っております。基本事務2、交通キャンペーンの推進につきましては、春及び年末の交通安全運動に車両啓発及び量販店での住民に対する交通安全に対する意識高揚のため、キャンペーンを実施しております。基本事務3、自転車の交通マナーの向上につきましては、先ほど申しあげました交通安全教室やキャンペーンの機会、また広報紙などで啓発活動に取り組んでいるところでございます。

次に、細施策2、快適で安全な道路環境の構築の基本事務1、交通安全の設備につきましては、主に自治会やたつの警察との協議、また道路パトロールによる危険箇所の早期発見、事故防止に努めております。そして、自治会、警察からの安全対策要請に対しまして、最適な安全対策の方法などを検討して実施しております。その中で、カーブミラーにつきましては、自治会からの要望等により現地確認を行い、目視が基本となりますので、見通し不良な箇所、設置要望を満たす危険箇所へは設置をそれぞれ行っております。また、更新につきましては、冬期の曇りどめ効果のあるミラーで行っております。また、転落防止柵ほかの交通安全施設につきましても、カーブミラー同様に自治会からの要望や道路管理者で危険と思われる箇所には最適な施設設置により事故の防止に努めているところでございます。基本事務2、歩道の整備につきましては、安全で円滑な通行を確保するために、新設の幹線道路につきましては全て歩道はフラット化を行っております。また既設の歩道につきましては沖代線は新幹線より以南の太子陸橋までの間は既にフラット化の改修工事が完了しております。今後、立岡山線、丸山線等の幹線道路の歩道フラット化につきましても、国、県の補助金を活用して計画的に改修の検討をしていきたいと考えております。歩道の設置ができない道路におきましては、車等のドライバーから通学路であることを認識させるためにカラー舗装、グリーンベルトを設置し、児童の通学等の安全確保を行っているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 いろいろ総合計画にのっとった中で進めていってるのだなということはわかりました。

その中で、先ほど質問の中にもありましたが、行政として、こういうことをしましたよというのはわかるのですが、思われている数値化した達成率というのは何か感じられているものがあるのでしょうか。総合計画の中にも10年後に目指す将来像というところがあると思うのですが、約10年前にそういった思いで立ち上がったものが、ここまで来て、どれぐらいやれていると感じているのか。お願いします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 先ほどお答えした特に交通安全意識のほうでございますが、なかなかこの意識ということで目標の達成数値、どこまで達成すればいいのかという数値的な目標は上げにくいところがございます。ただ、10年前に比べまして、たつの署管内の事故でございますが、総数、発生件数も年々減少しております。これに伴いまして、人身事故の数も減っているところがございますので、それなりに啓発をした上でその効果が出ているものと感じているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 たつの署管内での飲酒運転の件数につきましては、平成30年度と、またこの令和元年度になってからなのですが、現状何か聞いている数字というのはありますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） たつの署管内、平成30年度と令和元年度の数値について御報告い

たします。

平成30年度の人身事故の件数は588件、そのうち高齢者による件数が110件ございます。令和元年度につきましてはまだ年度途中ではございますが、267件、そのうち高齢者が67件の事故が起こっております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 飲酒運転での事故というか、摘発も含めてなのですけれども、そういった数字というのは確認はとれますでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 先ほど御報告した中で、飲酒運転の内訳までは把握しておりません。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 通告上、飲酒運転のことを結構多く書いてますので、できましたらそういったところも確認していただければよかったなと思いますので、今後そういったところも注意していただけますよう、町長初め、言っていただければと思いますのでお願いいたします。

実際、たつの警察のホームページとかも確認したのですけれども、そういったところにも新たにどんどん更新されていたりもしますので、あとそういった情報というのは確実にとっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

現状ですけれども、第5次太子町総合計画の中には飲酒運転についてということも触れられてはいるのですが、まだ素案の段階ではありますが、第6次太子町総合計画の中でその項目が見当たらないなと思うのです。それについて、全体的な交通事故という範疇の中で考えているのか、特に今回この飲酒運転というところについては触れられていない理由が何かあるのかというのだけお願いします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 第6次太子町総合計画の中では、飲酒運転という、特にその部分だけではなしに、交通安全全般として実施していくというような形で載せさせていただいているところで、特に飲酒運転に特化した形では掲載していない形になっております。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 大きい総合計画ですので、そこまで細かいことはというのかもしれないのですけれども、本当にそういったところを、別に力を入れていないというわけではないということだけは確認しておきたかったのです。全てにおいてそういう事故、今回の特にスマートフォンだったりですとか、ほかのこともそうですけれども、ながら運転が厳しくなったということも含めて、そういったことに対して啓発をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

その中でなのですけれども、今月の「広報たいし」の中でも交通安全について載っていましたが、特にその中でも飲酒運転の根絶と記載されていた文言がございましたが、先ほどおっしゃられたように啓発という形になってくるのかとは思いますが、実際にどのような方法をとって根絶していこうと思って「広報たいし」に掲載されていたのかというのを確認したいのですけれども、お願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 飲酒運転につきましては、もうこれずっと前からの事案でございます。その都度、町としましても啓発についてやっておるわけでございますが、基本的にやはり

この交通ルールを守るというのは自己意識の問題であると思っております。そういったところにつきまして啓発をしていく中で、御本人の交通ルールを守るということを向上してもらえようなことに努めていきたいと。実際、啓発運動、この交通キャンペーン、また後すぐにあるのですけれども、量販店等にも行きて、当然そこに来られる方にチラシを渡したり、直接お話をするなどして、気をつけてくださいということをPRしていくというふうなことを繰り返していくしかないのかなとは思いますが、この辺をできるだけ町民の方にそれとなくいつでも目につくようなPR活動をしていきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 生活福祉部長がおっしゃられるとおり、あおり運転とか飲酒運転はマナーというよりかは、もう運転者のモラルだったりとか、そういったものになってくるのかなと思います。なので、今回こういうことがあったからとか、この季節だからとかというのではなくて、PRというか、啓発していただいて、そういう事故がないようにしていただきたいなと思います。また、ネットで調べるだけでも、こういった形の飲酒運転防止マニュアルとか、いろんなものがあります。実際に配られているそういった資料だったりとか配布物もとてもいいものを配布しているとは思いますが、いろんなところでいろんな活動を今後も力を入れてやっていただきたいなと思います。

また、加害者にも被害者にもならないようにするための交通安全教育は重要であります。もちろん、家で子供さんに話をするのが——私も子を持つ親としてそれが一番だとは思いますが、学校の側でも時間をつくるのはなかなか難しいとは思いますが、今の指導が子供たちの未来を守り、太子町を安全な町にしていくのだと考えて取り組んでいただきたいと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 議員御指摘のように、教育というのは非常に大事で、学校においては適宜そういう新1年生が入ったときに交通安全の指導をすとか、あるいは今回でしたら大津のほうで登校中にそういう事故に巻き込まれたとか、そういう事案があるたびに自分の問題として、それぞれの学校が、子供たちがそういうことに遭わないように適宜指導を常に行っております。今後とも、交通安全については、自分の命は自分で守るというのがキーワードになっておると思いますので、その辺の指導については徹底を図っていききたいと思っております。

なお、教職員の指導につきましても、年度当初あるいは長期休業前に特別に教職員の服務規律あるいは綱紀粛正ということで通知を出すとともに、適宜学校のほうでは指導もしながらまた、今回のようにこういう案件があれば、緊急の校園長会を開催して周知に努めております。今後とも、そういう適宜の指導も含めて交通安全については徹底をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 最後に、交通安全対策では即効性がある対策はなかなか難しいかとは思いますが、自治会やPTAなど、各種団体からカーブミラーやグリーンベルトの設置など、交通安全にかかわる要望が多数出ているかとは思いますが、命にかかわることですので、要望にもなってしまいかもしれませんが、できる限り優先してそのあたり対応していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 当然そういった要望につきまして、職員も現地へ行って確認をするなどして、必要であれば、それについては十分対応させていただきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 ぜひそういった取り組みをして、町内の方がそういった事故に遭わない、悲しい思いをしないように少しでもサポートしていただきたいなと思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

防犯対策についてです。

全国的に、殺人や放火など衝撃的なニュース、また悲しいニュースが報道されております。太子町におきましても、新聞などで犯罪行為があったことが報じられることもありますし、身近に空き巣や車上荒らしの話も聞こえてきたりもします。そんな中、報道などで見ますと、多くの事件の解決に防犯カメラの映像が役に立っていることや、設置によりそもそもの犯罪件数の減少について効果的だと言われていることを目にするときもあります。また、町内では子供たちの下校に合わせて見守りをさせていただいたり、青色防犯パトロールや防犯協会等の各種団体には日々の活動で町の安心・安全に寄与していただいていることを感謝するとともに、連携を図っているということを踏まえて確認いたします。

1つ目、子ども110番の家に何らかの不安を感じて駆け込んでくる子供は年間でどれぐらいいるのか。

2つ目、防犯カメラ設置は各自治会に対して県の補助に上乗せで行っておりますが——今回も補正予算で上がってきておりますが、自治会で設置された箇所や自治会ごとの危険箇所の把握は町として見える化できているのでしょうか。

3つ目、増加しているインターネットによる詐欺や消費者トラブルへの対応はどうされていますか。この3点を確認します。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） お答えさせていただきます。

まず、子ども110番の家についてでございますが、子供が誘拐や暴力、痴漢などから何らかの被害に遭った、また遭いそうになったと助けを求めてきたときに、その子供を保護するとともに、警察、学校等へ連絡するなど、地域ぐるみで子供の安全を守っていくボランティア活動であります。兵庫県におきましては、一般民家、個人商店で5万8,018カ所ありまして、そのうち太子町では現在のところ475カ所あります。たつの警察生活安全課、揖龍青少年育成センターに確認いたしましたところ、子ども110番の家に駆け込んだ件数としては情報収集しておらず、また太子町においてそのような情報はないということでございます。また、社会教育課におきましても、子ども110番の家に駆け込んだという情報は今のところ寄せられておりません。また、子ども110番の家以外には、太子町青少年育成協議会で夏季夜間巡回を7月、8月で4回、各地区青少年育成協議会で随時青色回転パトロールを実施し、安心・安全な町を目指しております。全国的に子供を狙った犯罪はピーク時よりも減少傾向にありますが、防犯活動である青色回転パトロールや子ども110番の家が犯罪抑止効果につながっているため、今後もこの活動を促進していきたいと考えております。

次に、防犯カメラについてでございます。

防犯カメラ設置箇所につきましては、補助金申請時にカメラの申請場所やその必要性をそれぞれ確認させていただいております。ということで、そのカメラの場所につきましては、町内の地図にそれぞれ落とし込んで担当課として把握させていただいております。また、自治会ごとの危険箇所把握につきましては、町が自治会全ての細部にわたる危険箇所を把握するというのはちょっと難しいと思っております。ただ、そこは日ごろから生活をされている自治会の皆様が一番把握されていると思いますので、防犯カメラ設置の必要性を判断していただき、犯罪抑止のために

今後も活用していただけたらと考えておりますので、そういったことを自治会のほうに御説明をしまして周知をしているところでございます。

最後に、インターネットについてでございます。

インターネットトラブルに関しましては、小・中・高校生を対象に出前講座を担当課のほうそれぞれ行っており、幼稚園児の保護者に対しましても近年実施するようにいたしております。また、若年層に多いトラブルについて、啓発パンフレットを高校3年生や新成人へ今後配布する予定にもしております。「広報たいし」では、全国の消費生活センターでもネット関連の相談件数が多いことを受けまして、暮らしの情報館ページの中に消費生活ワンポイントコーナーを設けてまして、ネット関連のトラブル事例も多くこれまで紹介しております。また、電話や窓口での消費生活相談がございまして、その中でインターネット通販に分類されるものが約3分の1程度、相談がございまして、その相談をしていただいた上で契約解除につながったものなどもございまして、できるだけ早目の相談をしていただければなと感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 随時確認したいところがありますが、まず子ども110番の件なのですが、これにつきましては本当によい取り組みであって、町の中でも旗がついてたりですとか、看板を設置していただいているお宅とかを見かけることがあるのですけれども、ぜひそういったものを効果的に活用していただきたいのですが、第5次太子町総合計画に子ども110番の周知、充実を強化するとあるのですけれども、それについては、数としてもそうですし、活用というところでもそうなのですが、僕は気にして見るので、旗だったりとか看板みたいなのが目についたりですとか気にはなるのですけれども、そういったところでの強化がしっかりできているのかというところをどう思われているのかというのと、先ほどもありましたが、青少年育成協議会の方が結構活発に声かけとかいろいろされている姿は見るのですけれども、そこを行政としてどのようにフォローされているのかなと思ひまして、行政がアプローチをかけているのか、青少年育成協議会の方にお任せしてアプローチをかけているのか。また、その後どういった形でフォローしてやっているのかというのを明確にしたいと思ひますのでお願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 子ども110番の家につきまして、その施策の強化という点でございますが、まず年度かわりまして初めの段階では子ども110番の家がありますよということについて学校のほうで、もし犯罪等に巻き込まれそうになれば、子ども110番の家に駆け込みなさいという、そういうアナウンスをしているところでございます。子ども110番の家に登録をしていただきたいということについても、毎年PRをしているところでございます。先ほど議員も言われましたとおり、旗でありますとか看板でありますとか、見えるところに出すというところが、これは一番の抑止効果になると考えておりますので、そういった地点を数多くつくることが一番の抑止効果になると考えているところでございます。

また、青少年育成協議会との連携でございますが、事務局が社会教育課にあるものですから、青少年育成協議会の活動について毎年度話をさせていただいているところではございます。なかなか行政だけではその青色パトロールでありますとか、犯罪の防止につきまして限界がございまして、青少年育成協議会の力もかりながら防止に努めておるというところでございまして、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、夏季の長期休暇を中心に青色回転パトロールを重点的に実施しているところでございます。年間計画を育成協議会と立てながら、防止に努めてまいりたいといった考えを持っているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 協力してしてもらって、それで子供たちの安心・安全を守っていききたいなとは思っています。ですので、今4月に子供たちにそう伝えるということと、あと募集をかけているということなのですが、ぜひ気にしながら、もちろんそれは抑止効果につながっているとは僕も思うのです。ただ、僕からすると、気にしてみれば気がつくのですけれども、ぜひとも子供たちにも頻繁に、そして地域の大人の方にもそういったものがあるよということを今よりもっと周知のほうに力を入れていただきたいと思うのですけれども、広報の回数ですとか、御案内を結構いろんなところだとかということ、実際にそういったものがたくさん町内にあって、みんなのことは見守っているよとか。また、そういった目を見ていただくと、犯罪を抑止する効果が実際にあるのだよというような案内をもっと強く周知していただきたいと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 御指摘のとおり、強化に努めてまいりたいと思っております。学校のほうにも協力を仰ぎながら、この子ども110番の家という存在についてPRに努めたい。また、自治会のほうにも回覧等で年度当初、また折に触れ、こういう110番の家があるということについてPRをさせていただきたいと思えます。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 効果があると感じられるのですから、やっていただきたいと思うのと、青少年育成協議会にお任せだけではなくて、行政としてもフォローできることは協力、またサポートをしながらやっていただきたいと思えます。

続いて、防犯カメラの設置の件なのですが、実際に防犯カメラが設置されている箇所につきましては、自治会のほうで、ここが危険だなというところに設置されていて、そこは確認には行っているよということなのですが、実際防犯カメラの範囲に含まれていない危険箇所もあるかとは思いますので、そこについては、最近では本当に子供が連れていかれて、そこに行くまでに防犯カメラをかいぐっていかるとか、そういった行動をとるような犯罪者もおりますので、自治会だけにお任せするのではなくて、危険箇所につきましては行政が設置をするなり、あとは補助の比率を大きくするなりして、犯罪を未然に防ぐ抑止力としては効果があると思われしますので、そういったものを推進してはどうかと思うのですけれども、行政としてはいかがですかね。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） まず、自治会で設置していただいている箇所につきましても、一応この設置基準が県のほうにございます。その基準としましては、一般的には道路沿いであるとか、公園等の不特定多数の人間が利用する公共の場所で、かつその撮影画像のおおむね2分の1以上の面積を公共の施設が占めているような場所に設置するというものがございます。というところで、今議員がおっしゃられたそれに合致しない場所も当然出てこようかと思えます。そういったところを町のほうで独自にカバーするのというのは今後の検討課題かとは思いますが、今のところそういった対応まではできてないというところがございます。また、自治会のカメラ設置数につきましても、現在は31自治会に設置していただいております。約半数の自治会については、その設置が済んでいるわけですが、まだ半数の自治会にはついてないところもございますので、当然主体は自治会でございますので、そういったところから要望があれば、町としてはそれを随伴補助をしていくというようなところで協力していききたいなとは考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 合致しない場所は、検討も今後していただきたいなと思います。実際に愛知県刈谷市では、公園や交差点にカメラを設置しましたら、刑法犯の認知件数が激減したとも言われていますし、ほかの地域でもそういった効果が見られるよという声は聞いておりますので、そういったところも含めて考えていただければなと思います。

また、防犯カメラ設置の推進をするに当たりまして、やはり自治会のほうでもつけていただくというのも必要かとは思いますが、そういった中で自治会が設置しやすいように、逆にいろいろ要綱はあると思うのですけれども、町独自での補助の拡充や書類の簡素化ということで、少しでも設置するにしましても自治会のほうでもやりやすい方法というのはないのかなと思うのですけれども、そういったところの検討というのはされてらっしゃらないのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 今のところ、県の随伴補助というところで動いているところでございます。今おっしゃられたことにつきましては今後の検討課題ということで問題提起していただいたと考えたいと思いますので、また今後それについても検討していきたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 書類もなかなか大変だと聞いておりますので、そういったところでも単純に予算だけの件ではなくても、そういったところでもサポートしていただただけでも、そういう推進というのは図れるのじゃないかなと思いますので、検討をしていただければなと思います。

インターネットの件なのですけれども、最近ではネットで知り合ったことをきっかけに子供が連れ去られる事件も連続して起きております。子供たちが被害に遭わないように勉強会や講演会を保護者に向けてもいろいろとしていると思いますが、常に情報発信したり、相談窓口の設置などで被害者が出ないようにすべきだと思います。また、そんな中で先ほど小・中・高生を初め、出前講座をされているとおっしゃられてましたが、日々そのネット環境については進歩しておりますので、新しい手口、方法、またアイテムなどがどんどん出てきておりますので、そういったところの研究も必要かと思いますが、そういったところ。今あるだけじゃなくて、そういう今後考えられる犯罪に対して日々新しい情報が入ってきているかと思うのですけれども、そういった情報も取り入れて出前講座等をされているのか、過去の慣例に倣ってずっと前から同じような出前講座をされているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 議員御指摘のように、やはり情報教育は日々進化もしてますし、トラブルもいろんな問題が今起きております。学校において、情報教育の中で情報機器を効果的に活用するというのも1つの柱ですけれども、情報モラルの育成というのも大きな柱になっております。その関係で、いろいろ日々進化するような内容についても学校でも指導しておりますし、揖龍の育成センターという、揖龍全体でたつの警察、関係機関、みんな入っておりますけれども、そこでも今一番大きな課題としてSNSを使った問題というのは非常に大きいので、そういう警察等も連携しながら、最新のそういうトラブルの事例を踏まえながら適切に今研修をしているところであります。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 これは本当に太子町だけのことでなくて、全国、また全世界的な話にもなってくるのかなと思いますし、実際に近隣の他市町でもそういった一般質問ですとか、問題提起されてらっしゃる議員もたくさんおられますので、そういった形で少しでも子供たちが被害に遭わないような環境をつくっていく。先ほどモラルの育成とありましたが、そういったモラルをしっ

かりと。子供たち、なかなかわからないところとかもあったりするかもしれませんが、逆に大人が注意して気をつけておかないといけないところもあるかと思いますので、そういったところもよくなるように進めていただきたいと思います。

そして、治安がよくなれば、女性や子供、またファミリーも住みやすくなるかと思います。人口の増加や町のにぎわいづくりにも通じるかと思いますので、これは交通安全対策と、この防犯とは切り離してではなくて、もしあれでしたらリンクさせて、まちづくりの1つと考えて対応することを求めたいと思いますが、そのあたり。ここは町長にもお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 議員からは町内の安全・安心を守る観点での御質問をいただき、ありがとうございます。

実は防犯カメラにつきましては、町独自のものもできないかも含めて検討をしてもらうように内部では話をしておりますが、まだその最終決着がついておりません。私も警察関係者と話したときにも、そういうものが多く設置されれば、そういった自治体は安心度が高まる。また、市長、町長たちと会ったときに、ある市ではそういうことを先進的にされているところもあり、そういったことが私たちが集まったときに話題に上ることもございました。今後どのようにしていくのが、今よりも少しでも改善するのかを含めまして考えていきたいと思っております。そういったときに、どういったところに予算を配分するのかということになってこようと思いますけれども、これから十分いろんなことを考えていきたいと思っております。この辺で御勘弁いただけたらありがたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 ほかの他市町の副議長とのお話の中でもそういったことが出ているという話ですとか、警察もそう言っているということなので、ぜひとも住民を守る、また子供たちの安心・安全を守るという観点で進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで一般質問を終わります。

○議長（藤澤元之介） 以上で中薮清志議員の一般質問は終わりました。

次、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それでは、議席番号9番首藤佳隆、通告に従いまして、これから一般質問をしていきます。きょうは大きく学校教育についての質問を準備しておりますので、教育委員会としっかりと議論したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、1つ目です。太子町ならではの小学校英語教育を考える。

令和2年4月、いよいよあと3学期を残すばかりになってますけれども、4月からグローバル化に対応した英語教育改革の5つの提言、改革の1つ目が国が示す教育目標、内容の改善、改革2、学校における指導と評価の改善、改革3、高等学校、大学の英語力の評価及び入学者選抜の改善、改革4、教科書、教材の充実、改革5、学校における指導体制の充実という5つの提言をもとにした新学習指導要領により、小学校3、4年生は外国語の必修化、5、6年生においては英語が成績のつく正式な教科化となります。また、来年度から使用する英語の教科書採択も、太子町を含む西播学区では、小学校の教科書ですが東京書籍の「NEW HORIZON Elementary」に決定されたことや、年間の授業日数を増やして授業を行う場合は土曜日の活用や長期休業期間の調整等を検討しなければならない現状の中、つい先日ですが、県内でもエアコン設置にもあわせて加古川市が夏休みの短縮を決定したこと等を踏まえて、小学校英語教育の現状確認及び次年度以降の指導体制について質問をしてみたいです。

まず、1つ目、小学校3、4年生は年35時間、週1こまの外国語活動を行い、5、6年生は年70時間、週2こまの教科としての授業を行うこととなりますが、現状の時間割りに組み入れることによる既存科目への影響を踏まえた課題等について伺います。

2つ目、現行の小学校6年生については、中学校2年生になった段階から新学習指導要領に基づく中学校の教科書で勉強することとなります。中学校2年生の段階でいきなり英単語数が大幅に増えることになるということがもうわかっておりますが、これに対する移行措置等の対策はどのようにされるのか伺います。

3つ目、小学校教員の英語研修についてはどのように取り組んでいるか。また、小学校英語専科教員については、文部科学省の基準等では、その1つに中学校または高等学校の英語科免許を持っていることが条件とされていますが、町内の小学校及び揖龍地区には何人ぐらい免許を所有している小学校教員がいるのか。また、音楽等の専門科目の先生のように英語専科の先生を置くことを検討しているのかどうか伺います。

4つ目については、平成31年3月議会で福祉文教常任委員会の最終報告の提言において、グローバル化への対応等を含め、ALTの増員を図ることと提言しておりますが、それを踏まえまして町内の小・中学校におけるALTや英語の指導補助員の配置はどのようになっているのか。今後、次年度以降、どのようになるのかについて伺います。

5つ目、英語教育において年々需要が高まっている英語技能検定、いわゆる英検の検定料に補助金を支給する自治体が増えておりますが、教育を重視する太子町としても英検受検に対する補助金支援を考えていってはいかがでしょうか。

6つ目、教育を受けるなら太子町と呼ばれることを目標に、小学校・中学校の連携による太子町ならではの独自カリキュラム等、例えば小学校1年生の段階から英語に親しむ時間をつくるとか、朝の時間に10分でも15分でも英語の単語等々の基礎になりますフォニックスの学習を取り入れるなど、太子町ならではの英語教育を考えているのかどうか伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 私のほうから、太子町ならではの英語教育について6項目の質問を受けておりますので、順次回答させていただきます。

まず、1点目の既存教科科目への影響についてであります。議員御指摘のように令和2年度から小学校の3、4年生は週1こま、35時間の外国語活動、小学校5、6年生は週2こまの70時間の外国語科が本格実施をされます。そのため、本町におきましては来年度を見越して本年度はほかの教科の時間を削減することなく、外国語活動の時間を小学校3、4年生におきましては週1こま、25時間、小学校5、6年生におきましては週2こま、60時間外国語活動の学習時間を増やして先行実施をしております。そのため、令和2年度においても既存の他の教科への影響はないものと考えております。また、本年度と令和2年度の年間の外国語活動の時間数を比較してみますと、小学校3年生から6年生までの各学年で年間10時間の増となります。これは月1時間程度の外国語活動の時間が増えることとなりますので、児童への負担は少ないものと考えております。

2点目の移行措置の対策でありますけれども、議員御指摘のように英語の教科書が全面的に改訂をされますと、単語の数を初めとして学習内容が一部変更されます。そのため、文部科学省は2年間の移行期間を設定しまして、本年4月から中学校英語科の移行期間における指導資料を作成し、教科書が全面改訂されましても生徒の学習内容に問題が生じないように対応するよう通知を出しております。本町におきましても、この文部科学省の指導資料等を本年度から活用しまし

て、現在の中学校1年生で授業を行っております。令和3年度から本格実施されます中学校の学習指導要領の改訂に向けて、適切に対応してまいりたいと考えております。

3点目の教員の英語研修であります。小学校教員の外国語研修につきましては、兵庫県教育委員会を初め、県立教育研修所、揖龍教育研修所あるいはたつの市教育委員会との合同による研修会など、各種研修会に積極的に各学校の教員を参加させまして、資質の向上を図っているところでもあります。また、小学校における外国語科の専科教員につきましては、議員御指摘のように中学校、高等学校の英語科免許保有者というものの条件の1つであります。現在揖龍地区では小学校の免許を持っていて、あわせて中学校もしくは高等学校の英語科の免許保有者は管理職再任教員を含めて20名、そのうち町内の教員は2名になっております。文部科学省の調査官は、小学校の担任が外国語を教えることに意味があるとして、小学校の担任が外国語の指導を行うことを基本としております。今後、小学校の教員においては外国語科を含めた全ての教科等の指導力の向上を図ることを基本に、今後とも考えていきたいと考えております。なお、外国語の専科教員につきましては、今後研究はしてまいりたいと考えております。

4点目のALT指導補助員の配置状況であります。現在ALTは各中学校に1名配置しております。小学校の外国語の指導や支援につきましては、中学校に配置しておりますALTが週1回程度、外国語指導補助員が小学校3年生以上の各学級に年間20時間の配置となっております。今後、小学校における外国語活動の時間数の増加、あるいは英語教育のさらなる充実の観点から、外国語活動指導補助員の配置時間数につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

5点目の実用英語技能検定の受検に関しましては、検定料を補助する自治体の一部あることは承知しております。英語教育のさらなる充実のために検定料を補助するという趣旨は理解しておりますけれども、現時点において個人の資格である英語技能検定等に公的な助成を行うことは現時点において難しいと考えております。

6点目の小・中連携独自カリキュラム等につきましては、現在小学校3年生以上において授業として外国語活動がありますが、小学校1、2年生においても中学校に配置しておりますALTを活用しまして、学期に1回から2回程度、英語に親しむ時間を設けております。しかし、小学校1、2年生という時期は日本語習得の重要な時期ですので、まず日本語の確実な習得、学び方の基礎、基本の定着に重点を置いて指導はしていきたいと考えております。なお、小学校、中学校の連携につきましては、学びの連続性の視点からも小・中学校の指導カリキュラムの点検、見直し、あるいは小・中学校の相互の授業参観の設定等、今後検討して充実を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

**○議長（藤澤元之介）** 首藤佳隆議員。

**○首藤佳隆議員** それでは、1つずつ確認していききたいと思います。まず1番に関連して小学校3、4年生が年に25時間、この平成30年度です。年25時間で、小学校5、6年生が60時間という形で、この移行期間のところも充実した時間をとっていただいているということですが、これ実は移行期間というのは2年間あって、太子町は2年前からはやってないということです。たしか姫路市はやってます。太子町は今年度1年はしていただいたのですけれども、ほかの自治体に比べると、もう正直なところ1年分少なくはなっているという状態ではあるということ。まず指摘はしておきますけれども。

そんな中で、小学校の学校だより等を拝見しますと、石海小学校だよりの4月10日分で英語が増えますよということが案内されてました。あと、龍田小学校の6月号で「We like E

nglish!」ということで紹介をされてました。斑鳩小学校は9月号で「全国学力・学習状況調査結果を分析して」という内容の文面の中に少し触れられてました。というような状況、太田小学校はホームページがアップされてないのでわからないのですけれども、英語のこの授業が始まっているよということが、まだまだ保護者に伝わってる状態が少ないのかなとも感じるのですけれども、その辺の状況はいかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） まず、1点目ですが、移行期間は2年間ありますので、来年から急に小学校3、4年生で1こま、小学校5、6年生で2こま週に増えるというのは非常に児童・生徒の負担が大きいものですから、私どもは平成30年度から小学校3、4年生は15時間、それから小学校5、6年生は50時間、年間授業を入れております。それで、そういう経過的に児童・生徒が急に負担が多くならないように2段階で行っておるというのが1点目であります。

それから、2点目は、そういう英語の学校の教育課程が変わりますよ、内容が変わりますよというところは学校によってPRの差があるように思っておりますので、今後校園長会等で来年度からの本格実施に向けまして周知等徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 後でも触れますけれども、児童、保護者への説明のほうはしっかりとさせていただきたいなと思います。

来年度以降、各学年ともに10時間、週に1こま分になるのかなとも思うのですが、10時間増加していくと。その中で、月にしたら1時間程度の増加なのだとすることを答弁の中で言われたのですけれども、ほかの科目を削るようなことにはなっていないということですが、じゃあどこで削られてるのですか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 現状としては、こま数が増えていくということです。既存の授業、例えば総合の学習の時間を使って外国語活動をするということになると、総合の学習の時間に影響があります。あるいは、国語を減らすと影響もあります。教育課程を編成する場合、年間国語は何時間以上、最低何時間と、こういうふうに時間数が今国のほうで決まっておりますので、全国一律でこれを確保しようと思えば、1こま増やさないと各学校で教育課程が組めないというのが今の実態であります。そのため、2年間の移行措置をもって対応してきたというのが現状でございます。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 その辺、学校サイドのほうもしっかりと調整しながらやっていただいているものと理解します。児童・生徒に負担がないようにということにするとともに、教員の方々の負担にもならないようにということだけをお願いしときたいなと思います。

2つ目に関連しますが、答弁の中でも出てきました文部科学省のほうの中学校外国語科の移行期間における指導資料というふうなものを提示されておまして、私のほうも目を通してまいったのですけれども、移行期間における指導資料についてという内容を拝見していくと、帯活動の指導計画をつくれだとか、小・中学校接続に係る指導の資料があつて、それに基づいてやっていきましょうとはなってるのですけれども、なかなかわかりにくい資料であつて、実際に単語数がこれだけ増えるから、それをカバーするためにどういった授業でそれをカバーしていくのだとかというようなことがちょっとわかりにくい資料であります、正直。この辺、教育長もごらんになってすぐわかるような資料なのですか、これ。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 基本的に私がというよりは、英語を指導する教員にとりましては、これが基礎基本というぐらいで理解ができるようになっております。特に、小学校で現在学習している内容、そして中学校1年生で入門期として設定される教科内容、これは明らかに重複の部分と差がある部分とありますので、その差を埋める円滑な接続のためにそういう単元、12時間分が4月に実施するというので、1時間目はこんな狙いでこんな指導展開でということで、きちっと12時間分の指導例が載っております。また、今御指摘がありました帯活動についても、年間指導計画を極力変動することがないように、影響を少なくするために授業の冒頭の5分から10分程度でこういう単元を簡潔なものを入れる、各10分ずつぐらいに入れていく、その指導案も具体的に提示がしてあります。それで年間140時間を埋めれば、これでオーケーと。しかも、帯の時間の指導においては、今後新しく新設されます話すことという領域があるのですが、この領域も意識をして継続的に年間通じて指導しながら、今後教科書等で増える単語、今現在小学校で全国の子供たちが使っている、あるいは採択されたという教科書の単語の内容と、今中学校で使っている単語の内容を比較して、今後増加すると思われる単語、主に動詞で33語、形容詞で44語、副詞で7語、この84語については教師が意識をして指導していくと。あるいは、高等学校入学ということになったときに統一テスト、学校も予想もされます。そういうときには、県のほうから今後の試験についてはこれだけの単語の中で試験をしますということで、一定の公平性が担保できるような形で過去も動いておりますし、今後もその方向で動きますので。一定の教育的な配慮、移行期間における配慮というのはできているものと認識しております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 文部科学省のほうがつくられた資料に基づいてやっていくということで理解はしているわけなのですが、でも実際にやっぱり今の答弁を聞いても。例えばですよ。今現状で中学校は、中学校の教科書3年間で単語数は1,200語です。ところが、再来年の教科書になってくると、これが最大で――高校1年生なんかと連携しながらですけれども、1,805語になっていく、もっと増えるのか。2倍。小学校においても、単語数が600語から700語となっていくと。小・中学校の間で5、6年生、中学生を含めて単語数が現状の1,200語から2,500語と、もう倍になるわけですね。その倍というのは本当に埋められるのかなという懸念はあります。しかも、小学校5年生とか6年生の次年度の教科書の内容を見たら、もう5年生の中で英語を、5年生の段階で――これ1学期になるのだと思うのですけれど、もう三人称が出てくるとか。すごいのはもう5年生のユニット3のところ、町長、不定詞が出てきますわ。不定詞とか三人称という文法を実際に習うわけじゃないのですけれども、中学生が今英語でつまづく子が多い単元が、もういきなり5年生から出てくるという状況ではあるということになってますので、その辺やっぱりしっかりと対応のほうができるのかなという懸念はあるわけなのですけれども。その辺、また後でもう一回話をしますが。

ちょっとかえまして2番の関連として最後に聞きますが、前段で述べたように加古川市が――英語が増えるから云々ではないのですけれども、エアコンがつくということも含めて加古川市が決定した夏休みの短縮ということもあったり、全国的にも土曜日の午前中の授業のあり方を見直しているという自治体もありますので、その辺の考え方だけまた聞きたいと思うのですが、それはまた別の機会にします。

3番、4番に関連してですが、町内のALTについては9月の決算委員会のときにもJETプログラムの活用についての確認をしたのですけれども、来年度以降に向けてJETプログラムを

もう一回やってみようとか、そういったことは今検討されているとか、してないとか、そういう状況だけお願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） A L Tにつきましては、このJ E Tプログラムのほうからの派遣というのもあるのですが、過去の一部の例だと思うのです、全員が全員ではないのですが、A L Tに来ていただいたのだけれども、いろいろとその方の指導力に、あるいは性格的な問題があって、うまくいけなかったというようなことがあって、そこではなくて、現在本町におきましては違う業者で委託をしながら行っております。その業者は非常に指導力もありますし、人間性、あるいは生徒指導上の問題も、本当に学校現場にとってプラスの人材に来ていただいておりますので、そのA L Tにつきましては現在と同じように継続の方向で考えております。

以上であります。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今、A L Tは太子西中学校区ではイギリスから来られたエミリー先生、東中学校区ではジョーンズ先生とこの学校だよりのほうに載ってるのですが、1、2年生は月に1回、2回程度来られてるということで、そのエミリー先生とジョーンズ先生が4校を順にめぐるとか、そういったことが今されてるのですか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 中学校の英語教育の充実ということで、基本的には配置をしております。ただ、中学校のほうで行事とか何かでそのこま数があいたとか、要はA L Tの方がフリーになる日を選びながら、小学校とも連携しながら、そういう日に小学校のほうに指導に行っていたり、あるいは3、4年生以上、あるいは1、2年生にも行っている。だから、基本は中学校に配置と。ただ、そういうあいた時間を効果的に利用しながら、あるいは計画的に各学校に入っていただくことを想定しながら、連携しながらやっているというのが現状であります。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 A L Tが増えるということには、本当に増えてほしいなと思うのですが、予算的なこともありますし。いい方が来るかどうかということもありますので。今、たまたまそのエミリーさんという名前ですから女性の方だと思います。ジョーンズ先生やから男性の方だと思うので、男性の先生、女性の先生に別個に触れていくという機会があったら、子供たちもより喜ぶのかなとも思いますので、その辺はうまくスケジュールを組んでいただけたらと思います。

その辺に関連して話を4番のほうにも進めていくと、答弁の中で揖龍地区のほうで小学校の先生の中で、これ3番でいいか。中学校とか高等学校の英語科の免許を持っている方が揖龍地区で管理職、再任用の方を含めて20名いらっしやると。今、町内には2名の方がいらっしやるということが答弁の中であつたのですが、もう単純に考えて、揖龍の中、たつの市には小学校が17校あります。太子町は4校あるので、全部で小学校が21校ありますね。20名で、その中には管理職がいらっしやったり、再任用の方がいらっしやるということでいくと、やっぱり1校当たり1人というわけにはなかなかいかないのかなというのが現状なのだなということは理解したのですけれども。そういった中で、小学校の先生方に英語の教諭免許をすぐとってこないとだめですよとかということには正直急には無理なことがあると思います。ということは、現状のままで担任の先生方が英語の指導をされていくという中で、英語指導力の向上ということが一番になってくると

いうのがもう現状であろうと。プラス、即戦力になる可能性がある指導補助員の加配ということが課題になってくるのかなとも感じますので、もう一度その指導補助員——先生方の研修をしっかりとされてるなということは最初の答弁でわかったので、指導補助員の方の加配について、もう一度答弁のほうをお願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 現在、外国語活動の指導補助員につきましては、町内に在住で地域の人材活用という観点で英語の免許を持っておられる方、あるいは留学経験のある方、あるいは英語検定２級以上を所持されていると、そういうような方々に現在５名の方々に町内の４小学校、３年生以上の各学級、年間２０時間入っていただいております。この英語の時間数が今後増えるということで、この地域の指導者の方々もそうなのですが、増加して英語教育を充実させるというのは１つの方向だろうとは思っておりますが、予算等の関係もありますので、指導補助員の配置時間数につきましては今後検討はしていきたいということで御了解いただけたらと思います。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 その辺、予算のほうをしっかりと計上していただきたいなとも思うのですが、地域の人材活用ということ、本当にいいことだと思います。町内にも留学経験の方も大勢いらっしゃるのだと思います。くしくも、今英検２級以上の方ともおっしゃったのですが、そういった方もいらっしゃるのかなとも思いますので、うまく活用できて、子供たちのためでありますので、その辺はしっかりと予算のほうも要求するものは要求していただいて、通せるものはしっかりと通していただきたいなと思います。

たまたま、その英検２級という話が出たので、英検のほうに補助金出したらどうですかということを言ってるわけなのですが、補助金出したらということで、何も全員に出しなさいということ言ってるのじゃなくて、低所得世帯の子供たちにだけでも考えられないかなというふうなことも含めての話なのですが、英検とかという話をする、どうしても今大学入試改革で身の丈発言ではないですが、民間のテストということでなかなか難しいことがあります。という中ですが、その低所得世帯の子供たちの夢をかなえてあげることにもつながってくるのかなとも思いますので、近隣の自治体、県の自治体を参考にしながら、また検討のほうをしていただきたいなと思います。

少しスピードアップしていきますが、結局きょう何が言いたいのかなということになりますが、やっぱり太子町ならではの小学校英語教育を考えるということを大きなテーマにしておりますので６番のほうに進んでいきますが、この英語の教科化ということにあわせて、もう全国本当にいろんな自治体とその自治体内の子供たちのためにということで、英語のカリキュラムを独自に組まれているところが多々あります。きょう持ってきている中では、多いのがやっぱり１年生の段階から英語に触れるということカリキュラムの中に入れてらっしゃる自治体が非常に多かったです。太子町でも今は月に１回、２回、ＡＬＴとちょっと顔を合わせる程度のことはされてるということでしたが、１、２年生の段階からもう英語で挨拶をすることができるようにしようとか、誰にでも感謝の気持ちを英語で言葉で伝えることができるようにしようとかというような取り組みをされている自治体もありました。近くでは、岡山県和気町が英語の特区になってますよね。和気町のほうでも、１年生の段階から簡単な英会話、担任の先生と毎朝できるようにされてるということ伺ってます。

そんな中で、私も個人的にすごい取り組みをされてるなと感心したのが千葉県松戸市なのですが、松戸市というところは言語活用化の推進という形で、英語だけでなく日本語

の分野もしっかりと指導していきましょうということで取り組みをされている自治体がありました。先の教育長の答弁の中で、1、2年生はやっぱり日本語をとということをしっかりと指導したいのだということをおっしゃいましたけれども、その日本語とあわせて言語活用ということで取り組んでらっしゃる自治体もあったりしますので、その辺また研究のほうをしていただいて。私も英語ばかりじゃなくて、やっぱり日本語を大事にしてほしいなと思ってますので、その辺の取り組みをしっかりとお願いしたいなとも思います。

また、長野県に小諸市というところがありますが、ここも小学校1年生から中学校3年生まで9年間、小諸カリキュラムという形で英語に取り組まれているところがあって、そのホームページを見ると、カリキュラムの内容がA4の用紙で206ページにも及ぶカリキュラムを公表されていました。その中にいろんな成果とか目標を掲げてらっしゃるのですが、やっぱりフォニックスを大事にしたいのだと。フォニックスだけに限定しないで、文字に触れることを通して読めるようになるとか、コピーイングとか、いろんなこと。見て、まねて、書いてみるとか、なぞってみるとか、そういったことをもう1年生の段階、2年生の段階から基礎的、基本的な指導ということで大切にされているという取り組みもされてたりしました。その辺も含めて、先ほど来、言っているように太子町としては国語の日本語の取り組みにもあわせると同時に、しっかりと英語のほうも子供たちが困らないように指導のほうをしていただきたいなと思いますが、現時点で太子町ならではの英語、日本語の話も今しましたけれど、独自カリキュラムを考えていくことに対しては、教育長どのように考えてらっしゃいますか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 学びの連続性というのは非常に今新学習指導要領でも重点的なキーワードになっております。その観点からも、小学校の3年生から急に外国語活動が出てくるというのはやっぱり子供たちの成長の中でもいびつになるうと思しますので、太子町独自で9年間のそういう現状を踏まえながら、そういうカリキュラムの必要性というのは感じておりますので、まず小・中の連携ということで小学校5、6年生、そして中学校1年生というその部分のつなぎ、あるいは小学校の3年生へ1、2年生からどのようにつなぐのか。同時に、日本語の基礎、基本の定着というのは大きな課題になっておりますので、総合的にその辺は今後検討はさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ぜひ町長も英語の専門でいらっしゃいますので、町長のアイデアなんかも聞いていただきながら取り組んでいただけたらと思います。

そんな中で文部科学省の資料によると、小学校5、6年生、当然教科化ということは成績がつくわけですから、いわゆる通知表、あゆみのほうに点数表示がされる、点数表示じゃなく二重丸とか丸の評価になるのだとは思いますが、その評価についてはどのようにしているのかなということだけ御紹介ください。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 具体的に成績の評価というのは、子供たちの学びの過程を一定の評価をするものであって、子供たちが意欲や今後頑張ろうというような気持ちになるような評価というのは非常に大事な視点だろうと考えております。だから、英語についても今後研究の余地はあろうと思いますが、そのほかの教科と同じような形で子供の意欲、あるいはこれまでの学習の取り組み、経過も実際に入れながら総合的な評価になってくるものと考えております。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 評価については文部科学省のほうの資料なんかも見ると、知識及び技能とか、思考力、判断力、表現力と学びに向かう力、人間性等の資質なんかのことを3つの柱にしながら、知識、技能、思考、判断、表現、主体的に学習に取り組む態度の3つの観点で評点を行ってくださいねとなってるわけですが、やっぱりこういう文部科学省の指針の中で見ながらいくと、学校現場ではどうしても単語のテストとか、何か教科化ということであるので算数や国語や理科、社会と同じようにテストというのですか、確認テストみたいなことをされるのでしょうか。それでされるとなると、当然単語テストや英語の文章を書くようなこともあるのだと想像はしてるのですが、その辺はいかがなのですか。もうテストとかは一切ないのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 今後、その評価の観点も、今議員御指摘のように3領域で評価しながら総合的に評価するというにもう国のほうからの指導がおりておりますので、知識、技能面を単純に評価しようと思えば、一定の小テストだとか、そういうものも必要であろうと考えております。ただ、小学校の初めて入ってくるというそういう段階で、子供たちの実態を踏まえながら、学校現場と今後詰める必要があろうと思っておりますが、単純にテストをしてこうということにはならないと。やっぱり子供たちの初めてのあれですので、慎重に実態を踏まえながら検討はしていきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 一定の小テストが導入される可能性が高いような感じも受けられたのですが、今こうやって小学校の段階から教科化になって小テスト関係があつたりしたら、やっぱりどうしても子供たちというのは単語を書けないと書けへんのかいなというふうな状況になってきて、私が心配しているのは英語嫌いとか、英語が苦手だなという意識を持つ子が、今中学生にはおるわけですが、英語嫌いとか苦手な意識を持った子が小学校の段階から生じてしまうことになるという懸念を本当に心配してるのですけれども。仮に小学校の段階で、もう英語を、単語を覚えるのが嫌やとか、という意識が芽生えてしまったら、その先、もう中学校になったらもっともっと嫌だという意識が強まっていくと。先にも触れましたけれど、中学校の英語も単語数が2倍に増えるという中で、英語が苦手な生徒というのが本当に増えてくるのじゃないかなと心配もしてます。

そこで、例えば具体的な話をする、もう今年度太子西中学校の1学期の英語の中間テスト、英語の100点の子が26人いらっしゃったそうです。ところが、期末テストになったら100点はもう1人になると。90点以上の子だけでも、95点以上の子が10人と、100点を7月中間テストで26人おった子が、やっぱり期末テストになったらとれてこない。2学期の中間テストはもっと低くなって、平均点も1学期の中間テストは76点だったのが、期末テスト、2学期の中間テストでは50点台になるとかというふうな状況が実際に起こってます。これ中学校3年生の2学期の中間テストの成績の度数分布を見ても、ほかの科目はいわゆる度数分布が山なりになりますよね、平均点にあわせて。に対して、英語というのが山なりになってないのですよ。もうどっちかというとずっとフラット。多いところは当然ありますけれども、ずっと同じ点数、平準化というか、そういった形であるという特徴が1年生、2年生、3年生、英語に関してはもう出てます、はっきりと。だから、点数が低い子の人数もそれなりにたくさんいるという状況が今の中学校の現状だと思うので、そういった子供たちが小学校の段階から増えてくるというのは、もう英語の必修化ということを考えたら、政府の考え方も本末転倒になってるのじゃないかなというふうなことも思ったりもしますけれども、その辺しっかりと。太子町の子供たちは大丈夫なのだという取り

組みをしていただきたいと思います。今以上に英語嫌いとか、英語が苦手だという意識の子供たちを増やしてはいけないということだけは、もうしっかりと受けとめていただきたいと思います。

この質問の最後のほうにはなってくるのですが、先ほど来、町長は英語の教育の専門家なのでという話をしてきたのですが、町長自身、太子町の子供たちの英語教育に対して、何か考えられていることありませんでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 教育委員会と詰めて話をこれまでできておりませんので、こういうときにでも困るのですが、私の好きなことをしゃべっていいのかということになるのですが、詰めては話をしておりません。しかし、私の思いを幾らか述べさせていただくことをお許しいただけるならば、まず私は基本的には英語だけがという考えを持っている人間ではなくて、日本語ですとか、日本の文化ですとか、日本の伝統、そういったことを十分わかること、これがまず大事だと思っている人間でございます。そういった中で英語ですとか、ほかの教科とか、そういったものも考えていって幅の広い人間に子供たちが育ってくればいいと考えております。

それから、英語教育ですが、2年ほど前に実は、小学校に英語が入るということで小学校の先生方が不安に思っておられるということを当時の教育委員会からお話を受け、私自身も私が高校の教員であったころ、勤務していた高校の先生方が非常に多くの割合で、そこは県の教育委員会の英語の指導主事、英語だけでなく生徒指導などもされていたのですが、をされたり、また社にありますが教育研究所のほうに行かれたりと、そういった人もおられて、私もよく知っている、つまり一緒に働いていた先生方ですので、そういう人もいましたので教育委員会のほうに囑託とか、そういう御不安に思われていたのですが、そういう話もしたこともあるのですが。現実には、当時高校経験者と小・中学校の経験者とは違いがあるのではないかと、いろんなというか、そういった御意見もいただいて実現しなかった部分もあります。しかし、私は、その先生方もそうですが、英語の教育というのは小学校だから、中学校だから、高校だからというのではなくて、言語を教えているわけでございますので、そこで区別をするというのは、私は違うと思っています。

それで、先ほど太子町ならではの英語教育ということが出てくるわけですが、また例えば小学校5年生でto不定詞が出るのですよとかというお話も御紹介いただいているのですが、例えば何も教育委員会と詰めてお話ししますが、太子町独自の英語教育をするのでありましたら、まず外国人を雇うことも重要なのですが、その前提としてそういった人たちを十分オーガナイズできる日本の先生がいらっしゃって、そしてその中で外国の先生方も一緒にして、例えば斑鳩寺がありますが、そうするとI went Ikaruga Temple to 何々というふうにto 何々、to 何々。例えば、歌を歌うためにto sing a songとか、例えば絵を描くためにto paint a pictureとか、そういったのを後に入れていけば、何々しました、to 何々、何々しました、to 何々。例えばそういう教材をつくり上げて、本町のいろんな文化を紹介するようなものをつくり上げると、太子町独自のものができ上がると思っています。

いろんなことで教育長を初め、教育委員会といろいろ話をさせていただいておりますので、今後またいろいろと話をさせていただいたりしながら、できることについてはぜひ話していきたいと思っております。これぐらいでいいですか。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 伝統文化を大事にさせていただいて、日本語もしっかりとしながら、太子町なら

ではのということを考えていただきたいなとも思いますので、その辺また教育委員会のほうも他の自治体を参考にしながら取り組んでいただけたらと思います。

最後になりますけれども、さっきも紹介しましたが、各小学校の学校だよりを見ても英語の教科化について保護者への案内記事が本当に少なかったです。また、実際に小学生の保護者の方、何人かの方々に聞いてみました。英語の教科化や次の話題になるプログラミングの導入について、学校から何か説明がありましたかと質問しましたところ、英語の授業が増えるらしいということは誰からともなくは聞いているのだけれども、実際に教科化になったらどうなるのかとか、プログラミングのプの字も聞いたことないという状況だったので、そういったことはどうなのだろうな。あと3学期しか残ってないのですよ。という状態なので、その辺しっかりとしていきたい。

また、平成31年の3月議会で福祉文教常任委員会の最終報告の結論部分の中で、この令和2年度から本格実施される外国語授業の70時間確保に向けて、どのような時間割りになるのかを保護者等へ早目に説明会を設けることと提言の中で言ってますので、そういったことも踏まえながら残す3学期の日程の中で、しっかりと説明をしていただきたいと指摘もしておきますが。まだまだ小学生ですから、幼い子供たちです。そして、保護者の皆様もこの英語という教科から、次のプログラミングもそうですけれども、今までやったことがないことが入ってくるわけなので、保護者の皆様が不安をお持ちにならないような対応をお願いしまして、次の質問に入っていきます。

次の質問に入っていきますが、時間のほうも迫ってきてますので、一部はもう省略するかもわかりませんので、その辺は御了承ください。

続いて、プログラミング教育と学校ICT環境等の準備はできているかというテーマで質問していきます。

小学校英語の教科化とともに、来年度より導入されることになっているプログラミング教育の取り組み方の現状を確認しながら、次年度以降の指導のあり方を質問していくのですが、それとともに平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果が、これ平成31年3月に公表されているのですけれども、今年度ですね。その中で、先生方のアンケートの結果、授業にICTを活用して指導する能力というのが平均で69.7%の方がオーケーだと答えられてます。児童・生徒のICT活用を指導する能力というのが平均で70.2%という方々がまあまあ行けるだろうからというふうなことを答えられてるという調査結果が公表されてますけれども、これがどういった基準で判断されているのかは少々疑問も残るところなのではございますけれども、教員のICT活用指導力の調査結果、こんなこともあるということも踏まえながら、次の質問をしていきますが。

1番、プログラミング教育の導入に向けて、現状はどのように取り組んでいるか。また、次年度以降の指導体制について伺います。

2つ目、小学校及び中学校のICT環境は整っているのか。また、今後どのように整備していくのかについて、財源措置を含めた詳細を伺っていきます。

3つ目、4校当たり1人を配置することを想定されているICT支援員及び市民学習支援ボランティア等の活用については、どのようになっているのでしょうか。

4つ目、ICT環境の一環として、新学習指導要領に基づく小学校及び中学校の新しい教科書では、多くの教科書出版会社がUDフォント、ユニバーサルデザインフォントを採用しています。そこで、太子町内の小・中学校においても、各科目ともに先生方が作成されるプリント類、小テストをつくられるとか、そういった場合においてもUDフォントを使うようにしてはいかがでしょうか。

5つ目、このプログラミング教育のほか、先にも触れました小学校の英語、道徳の教科化等、新学習指導要領によって学校現場は大きな変革を迎えることになります。太子町第6次太子町総合計画案の中にも触れられてるのですが、その案の中には複雑化、多様化する教育課題に対応するため、指導主事の複数配置など、教育委員会の指導体制の強化を図っていくと触れられておりますことを踏まえて、学校と教育委員会の連携強化を図るためにも指導主事を増やすことを考えるべきだと思いますが、教育委員会としての見解を伺います。

残りが少ないので、答弁を聞いたなら再質問はまた3月にしたいと思いますので、答弁を聞いて最後に言って終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 私のほうから、プログラミング教育全般につきまして回答させていただきます。

まず、1点目のプログラミング教育の現状であります。新学習指導要領では小学校においてプログラミング教育を実施することになっております。しかし、小学校教員にとりましてプログラミング教育というのが本当に新しい内容でありまして、教育の目標あるいは手法の理解、あるいはそのソフト等、教材活用方法の習得等々、あるいは授業計画、指導技術の理解など、本当に1から全て総合的な研修が現在必要となっております。そのため、兵庫県教育委員会におきましては、小学校でのプログラミング教育の円滑なスタートに向けまして、小学校段階のプログラミング教育のモデルとなりますカリキュラム、あるいはモデルとなります授業案を開発しまして実践的な研究を行って、兵庫県版のプログラミング教育スタートパックというようなものを作成、配付する予定であります。この事業は県下で6校、研究指定校を指定しまして研究実践を進めておりますが、本町の石海小学校がその6校のうちの1校に指定を受けておりまして、現在研修担当者を中心に研究を進めております。今後、この成果を町内の各小学校に還元することによりまして、新学習指導要領の本格実施に向けましてプログラミング教育が円滑に実施できるよう準備を進めておるところであります。また、来年度もこの研究指定が継続される予定ですので、同じ石海小学校で継続研究するのか、あるいは違う小学校でこの研究を受けるのか等も含めまして、来年度に向けまして研修の充実に努めてまいりたいと考えております。

2点目の小学校及び中学校のICTの環境整備の状況であります。ICTの環境整備につきましては、現在小学校におきましては壁に備えつけのプロジェクターの設置、あるいはタブレットの配置、Wi-Fiの環境整備など、全校において一定の環境整備は整っております。中学校においては、一部壁備えつけのプロジェクターを設置しておりますが、タブレットの配置、あるいはWi-Fiの環境整備等については未整備の状態になっております。11月27日、読売新聞には、国のほうにおきまして2022年度までに小学校5年生から中学校3年生、2024年度までに小学校1年生から4年生まで、児童・生徒1人に1台の学習用のパソコンかタブレット端末機を無償で配付、あるいは有線無線の校内情報通信網の整備費について半額を補助するというような記事が出ておりました。今後、このような国の事業も活用しながら、順次計画的に整備をしていきたいと考えております。

3点目のICTの支援員ですが、ICTの環境整備の1つとして人的配置が重要なことは認識しております。しかしながら、このICTの支援員というのは一言でいいましたら教員や児童の困り感を解消してくれる、そういう指導力、一定の能力が必要だろうと思っております。そういう観点から、人材確保の困難さ、あるいは財政面も含めましてICT支援員については現時点では配置を予定はしておりません。しかし、現在学校支援ボランティアとしていろいろな方々を町内のほうで募集しておりますので、地域人材などの外部人材の活用等についても、今後研究

してまいりたいと考えております。

4点目のUDフォント、ユニバーサルデザインフォントの使用につきましては、一部の市町で全面的に実施し、成果を上げている、効果を上げているということは承知をしております。本町におきましても、平成28年度に各学校の校務用パソコンを一新しております。そのパソコンでは、UDフォントの一部に対応できる機種となっております。現在、各学校に通知を出して、UDフォントのダウンロード及び活用について指示をしているところであります。誰もが見やすいUDフォント、あるいは特別な支援が必要な子供だけでなく、普通の子供にとっても見やすい、あるいは間違いが少ないというような効果がありますので、日常的に使用できるよう積極的に活用してまいりたいと考えております。

5点目の指導主事の増員につきましては、議員御指摘のとおり、現在本当に今大きな教育改革の中で新たな教育施策、あるいは複雑化、多様化する教育課題に適切に対応するためには、学校現場と教育行政の密なる連携は不可欠であろうと考えております。本町におきましては、平成27年度に1名指導主事を配置し、指導の充実を図ってきたところであります。今後、大きく変化する小学校教育への適切な対応のために、小学校籍の指導主事の増員というのは喫緊の課題であろうと考えております。

以上であります。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 先に触れましたように、もう時間も少なくなってるので、大事なことだけ確認して終わりたいと思いますが。

まず、教育の現場は、さっきも1問目でやったように教科化される英語の時間数等の増加の対応に追われて、プログラミング教育にまで手が回ってない状況であるのじゃないかと想像してるのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 英語教育に力が入って、これが不十分というのは非常にあってはならないことだし、来年度からも円滑な実施に向けまして、私ども英語教育もそうですしプログラミング教育もそうです。遺漏のないように準備万端整えて対応していきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 プログラミングのソフト関係もどんなふうなものを使ってやっていくのかなということも確認したいところですが、また委員会で所管事務の質問で回していきたいと思っておりますので、委員の皆さんも御承知していただければと思います。3月議会でやってると間に合わないものですから、委員会のほうでしていきたいとは思っています。

その中で、答弁の中で兵庫県版のプログラミング教育スタートパックというのがつくられるのだということになっておりますけれども、資料のほうも拝見しますと、ホームページを見ても、ただいま作成中というページばかりです。このスタートパックが学校に届いているということはまだないのかなとホームページを見ても想像できてしまいます。本当に英語もそうだったのですけれど、あと3学期しか残ってないのですね。といった状況の中、学校が不安を抱えながらプログラミングの導入という形になります。プログラミングの導入に関しては、大まかな指針はありますけれども、本当に現場のほうで取り入れていく、教科の中に取り入れていくというのは学校の采配に任されてるという状況になってると思うので、しっかりと学校の先生方のほうで研修していただきたいなと思います。

兵庫県下の研究指定校に石海小学校が指定を受けているということでありましたけれども、これもどういう内容で、実際にどういう取り組みをしているのかというのは委員会のほうで質問し

ていきます。あわせて、文部科学省が発表している小学校プログラミング教育の手引第2版に基づいてもいろんな質問をしたいなと思ってたのですが、時間の都合で割愛しますが、その中で児童がコンピューターをほとんど用いないということは望ましくないとうたってらっしゃいます。教育長も触れられたように、11月27日、つい先週のことでございますけれども、政府は子供たちにパソコンかタブレット端末を1人1台使えるように無償で配置する方針を固めたというニュースが出ておりましたので、その状況も踏まえつつ、国や県の予算措置が、無償で配付することになってますから。国、県、無償だ、無償だって言いながら、自治体もちょっと出せよという話もあったりもしてますから、その辺の動向はしっかりと見ていただいて、予算措置のほうをお願いしたいなと思います。

もう最後になりますけれども、1点、UDフォントのほうはユニバーサルデザイン、これは奈良県生駒市がもう実際に使われてテストの結果も2割アップやったかな、という結果が出てますので、ぜひUDフォントを使っていただきたいなと思います。先生方がつくられるプリント類なんかもしつかりとUDフォントを使ってもらいたいなと思いますので、お願いはしておきます。

指導主事についても、町長自身も議員時代には指導主事の配置については本当に熱心に取り組まれてきた課題等でありますので、その辺予算的なこともありますから、しっかりと精査していただいて、次年度になるのか、その次になるのかはわかりませんが、第6次太子町総合計画にもうたわれているということで、前向きに検討していただくということは強く要望しておきます。

最後になりますが、英語の教科化、プログラミング教育の導入を含めた学校教育環境の充実を図って、教育を受けるなら太子町であるということが太子町のブランドになるぐらいの体制に常に進化し続けていただきたいということを期待しつつ、この指導要領の改正によって小学校の担任の先生1人につき11教科を教えることになると思うのですよ。もう働き方改革だって言いながら、小学校の先生の負担も非常に重いものになると思います。1人11科目ですから、そういったことも考えながら。何度も言いますが、英語の教科化のところでも述べましたように、児童や保護者に不安に思われないように、3学期の間に、あと本当に3学期しか残ってませんので、しっかりと丁寧な説明をしていただきたいということを提言して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤澤元之介） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。

（休憩 午後0時01分）

（再開 午後1時00分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次、吉田正之議員。

○吉田正之議員 通告に従いまして、4番吉田正之、質問をさせていただきます。ちょっと喉の調子が悪いので、申しわけございません。

まず、1番、太子町における中小企業育成策についてお尋ねします。

補助金を受け、または認定を受けた事業者の数を教えていただきたい。太子町で現在中小・小規模事業者育成に関する振興基本条例はないが、商工業者を支援する各種の政策が7つあると思います。これ以外にあるとしたら、また追加してください。

1つ、太子町中小企業対策利子補給交付要綱、平成8年3月につくられております。2つ目、太子町創業者融資保証料補助金交付要綱、平成30年3月に制定されています。太子町起業家支援事業補助金交付要綱、平成31年4月に制定されています。太子町工場立地促進条例、平成16年

12月に制定され、これに伴い、太子町工場立地促進条例施行規則が平成16年12月に制定されています。5つ目、太子町地場産業証明に関する要綱、平成24年3月に制定されています。太子町オフィス賃料補助金交付要綱、平成28年3月に制定されています。7つ目、太子町企業市民の認定に関する要綱、平成29年2月に制定されています。この条例等の適用を受けて補助金を受給し、または認定を受けた事業者数と補助した実績等を年度別に教えていただきたいと思います。まず、ここで一旦質問を打ち切ってよろしいですか。

○議長（藤澤元之介） 続けてください。

○吉田正之議員 太子町工場立地促進条例による場所はどこでしょうか。この条例の第5条第1号「工場の設置が都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる工業地域で行われること」とあるが、具体的にはどの場所か。太子町では、工業地域は現在（株）東芝工場しかないように思いますか。

3つ目、現在見直しが行われている太子町都市計画マスタープランで用途地域が変更され、この条例に該当する土地が新たに生まれる、いわゆる工業地域が新たに生まれてくると予想される土地はありますか。

4つ目、以上の条例、要綱の中で実効性が最もあると思われるのは、どれが一番よく利用されていますかということです。

5つ目、効果のない条例等は見直ししたらいかがかと思います。また、実効あるようにして、決してこれ廃止せえということじゃないのですけれども、その辺のところをよろしく願います。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） それでは、まず御質問の1つ目であります質問に対してお答えさせていただきますと思います。

まず、条例の今現在施策で行っておりますのは7つございまして、その7つの商工者への支援施策の中で実績のありますのは、太子町中小企業対策利子補給交付要綱に基づきます中小企業対策利子補給と、それから太子町企業市民制度でございます。各制度におきましては、事業者数、実績数、年度別につきまして、今から申し上げます。

まず、中小企業対策利子補給が平成27年度では78件ございまして、金額にしまして127万9,058円でございます。平成28年度は79件ございまして、金額のほうは144万1,652円でございます。平成29年度が88件で157万5,478円、平成30年度が86件で153万6,609円でございます、大体ほぼ安定して推移しております。それから、企業市民制度でございますけれども、平成29年度に関しましては27社、平成30年度が21社、令和元年度が23社で、今現在で合計71社でございます。それ以外の2番から6番までの補助金及び交付金につきましては、支給実績は現在のところございません。

2つ目の御質問の太子町工場立地促進条例による、この場所はどこですかという話でございますけれども、現在太子町におきましては都市計画法に基づきます工業地域の用途地域の設定を行っておりますのは（株）東芝の工場敷地のみでございます。本条例につきましては、兵庫県主導で当時の先端技術でございましたSEDのディスプレイ工場の工場誘致を促進するためにこの条例を制定したものでございます。平成17年4月1日から施行しているものでございます。

3つ目の質問でございますが、都市計画マスタープランでの用途地域の変更でございますが、現在都市計画マスタープランの改訂におきましては、策定委員会において市街化調整区域内での工場立地の適正化であったり、住工混在地域での土地利用の解消、また新たな企業立地が可能となる施策展開など、具体的な検討を現在進めております。しかしながら、農業施策との整合性で

あつたり住環境の維持、また安全な交通インフラなど、多くの課題検証を行いながら慎重に検討する必要があります。地域の課題の検証や、特に地元住民との合意形成を図りながら、自然や住環境の保全を図りながら、地域特性に合った事業手法で可能性の検討を進めていく考えてございます。

次、4つ目でございますが、この7つの条例等の施策の中で実効性のあるものが何かという話でございますが、全ての条例につきまして効果であつたり目的というのは当然違うわけでございますけれども、中小企業を育成していく施策としましては、現在その起業家支援補助金というものを創設して、創業者を増やしていくための1つの施策として実効性があるのではないかなと考えております。この制度は平成28年12月に国から認定を受けた太子町創業支援計画に基づいて地域の創業を促進させる施策の1つとして、平成31年度より太子町商工会が開催する創業塾を受講した方々に対し、町内で起業する者が事業所開設の際に要する広告宣伝費であつたり、看板、チラシ等の制作費であつたり、そういったものの対象経費のうち、2分の1に相当する金額の補助を行うものでございます。現在は利用状況はない状況でございますが、できる限り、今後も啓発を行いながら、起業後の継続的な相談や支援について積極的に応じながら、中小企業振興に努めてまいりたいと考えております。

5つ目の質問でございますが、当然効果のない条例の見直しはどうかという話でございます。

特に平成12年度から平成29年度におきまして、利用実績がなかった中小企業振興融資制度につきましては、平成29年度末で見直しを行いまして廃止をさせていただいております。現在の条例や各種制度につきましても、企業育成であつたり、地域振興の観点より必要であるとは考えておりますが、社会情勢や市場を的確に判断しながら、必要な場合には時代に則した制度として見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 ありがとうございます。

この条例の中に――私もこれだけあるとは思わなかったのですが、商工会のほうにも聞いてみましたら、こんな条例あつたのですかというようなことがあつて、1つは十分な説明というか、PRが十分になされてないためにこの辺の利用実績がなかったというようなこともあるでしょうし、それからこの工場の立地促進条例は、結局これもう今役割そのものがなくなってきたというように、これは見直しをしたわけですね。いや、こういうように、これからたびたびこれをしていかないかと思うのですけれど、これ商工会の人にちょっと聞いてみました。そしたら、やっぱり今1番に言われたこの利子補給、これについては商工会の企業というのですか、会員を増やすとかそういうのに非常に有効ということで、少しずつですけど、恐らくまだこれ今年度の分があるので、平成29年、30年は、まだ増えてくる可能性はあるのですか。もうこれで大体終わりなのですかね。全体的には少しずつ増えてきてると思っておりますし。こういう商工会の会員を増やすのに非常に有効に働いてるのは事実なのです。商工会の会員を増やすということは、なぜそれを増やしていったらいいかというたら、これはやっぱりその地域の企業を育てていく。そうすると、やっぱり皆が集まってくる、そういう状態をまずつくっていくということが必要ですから非常にいいのですけれども、今後ともこれは続けていきたいと思ひます。

それから、太子町企業市民認定に関する要綱ですけれども、これも最初はたくさんわっと来て、その翌年は減るかなと思ってたのですけれども、案外そうじゃなくて、商工会の方も一生懸命熱心になって。これこそ、地域の全体を盛り上げていくというようなことで非常にいい。これ

極端に言うたら、町としては費用がかからない。そして、これを認定しますよ、町に対してこれだけ貢献してますよというようなことで、私こんなことをしてますという手を挙げたら認定してくれるという。制度としては非常におもしろい制度ですし、今後ともこういう制度があるということを。これはどちらかというたら、企業に対しても言わないかんけれども、町民に対してもこんな制度があって、こういう企業が認定してもらってるというようなことを、もうちょっとこの辺のところをしっかりと。これ商工会がやるべきなのか、どうかわかりませんが、町としてもそれを盛り上げていくということから、もう少しその辺のところをPRしていただいたらどうかと思います、その辺をまずお尋ねします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 議員おっしゃるとおり、特に企業市民制度については目標を100社に掲げて、とりあえず100社の企業を集めようとしております。それについて、まさに住民の啓発が非常に大事で、まずそういうものを認知してもらおうと。そういうことから、昨年度から統一のジャンパーをつくって、年に1回、みんなに集まってもらって、そういう1つのPR効果も兼ねて、去年は道路清掃作業を行いました。そうやって一緒にやるのだという、そういうような行為が何だか自分たちの誇りにもつながり、また企業が市民から認知をされるという効果もあり、それで安定して年々増えていっているという状況かなと見ています。我々がすることは、こういう企業と企業のつながりをまずつくって、そして中小企業が1個1個頑張っている企業が、2つ、3つが横断的に新たな商品開発につながったり、販路の拡大につながったり、そういったことにつながっていかないかなという期待をしております。そういった意味で、今後も支援を十分にしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 ありがとうございます。

もう本当に私も全く同感でございます、この制度をもっと発展させていくということと、補助金とか、これだけ補助しますよといういろいろやってくれて、条例とか要綱をつくってくれてるのですが、利用実績がないということについて、これを今後どういう。この辺をもうちょっと緩やかにしたら、もっと皆さんが受けやすいとか、そういうなことも出てくるのやないかと思うのですが、ぜひその辺のところを。今直ちに返事をくれということじゃないのですが、答弁をいただきたいということやないのですが、これ今後検討して、お互いによく検討して実効性のあるものに条例をかえていっていただきたいと思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） まず、7つの条例等のうち、1つ目の中小企業対策利子補給交付要綱に基づく利子補填でございますけれども、これについては300万円を限度として融資額に対して1%以内を助成するという制度でございますが、これは非常に人気があって、1つはこの利子補給の対象者の要件が商工会会員であるということが条件になってます。そういう意味から、商工会への加入者の促進にもつながりますし、そういう一定のメリットがここで条例の中でうたわれているわけでございます。これについては、非常に有効であると。

それから、2番と3番の創業者融資保証であったり、起業家の支援事業補助金交付要綱に関しては、創業塾ができて3年ぐらいでございますけれども、これからこれは使われ出す、ぼつぼつ1社が昨年も起業されたりとか、数は少ないですけども起業につながっている状況が見えてきてるので、そういったのをもう少し底上げをしながら支援をして様子を見守りたいと。

それから、工場立地促進条例に関しましては、これは今現在の条例の中では工業地域というこの限定になっております。事業規模も特に投資額、新規の工場の投資額が3億円と、中小企業に当たっては1億円という規定があるので、結構かなりの大規模な工場になりますけれども、今後市街化調整区域、市街化区域も含めて工場立地ができる場所であったり、それから今現在不適格で工場の増設とかに悩まれてる方も結構おられますので、そういった今都市計画マスタープランの中で位置づけてます新たな工場立地の候補地、そういったところが動いてくれば、これを条例改正して、工業地域という限定じゃなくて、例えば特別指定区域による適正な工場立地ができる場所とか、そういったことを加えながら、これをもうちょっと拡大して普及に努めてまいりたいと考えます。

それから、5番目の地場産業証明に関する要綱というのは、これは今2つの地場産業の設定がございます。これに関しては、皮革産業なんかも当然あるわけがございますけれども、その証明をもらったら市街化調整区域でも建築許可がおりるというためのこの証明発行するための要綱でありまして、これもそのまま残して市街化調整区域でもそういう地場産業であれば工場が立地できるよというふうなことは有効であると。これは活用されている方がいらっしゃいます。

それから、今申し上げた企業市民の認定に関する要綱、これはこれからは中小企業のもっとメリット、またPRを促すために有効な条例であると。そういったことで、吉田議員が言われるように、社会ニーズに合わせながら条例は見直していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 ありがとうございます。もう私が期待しとった以上の御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。これはこの程度にしておきまして、次の質問に行かせていただきます。

仮称太子町中小企業等振興条例の必要性について、意見を述べさせていただきたいと思います。

ふるさと創生とか地方の時代と言われていますが、一向に成果が上がっているように思えない。ふるさと創生と言われるのであれば、その地方が経済的に発展し、少なくとも人口増加と言わなくとも人口横ばいぐらいになることではないでしょうか。経済的発展においては、地域間競争になっていると思う。このため、その地域がより豊かになるためには、行政、その地域にある企業並びに住民が一体となって地域の成長発展を目指すべきだと考える。

国は平成11年に中小企業基本法を改正し、やる気と能力のある中小企業を支援するとスタンスを変えてきた。さらに、平成25年小規模企業活性化法を制定し、その後幾多の改正、伴走型小規模事業者支援推進事業補助金制度をつくり、商工会の役割が重要視されてきた。また商工会以外にも中小企業経営革新等支援認定機関をつくり、中小企業の創業、経営革新、事業承継を支援する政策をとってきたが、企業数は年々減少し、太子町でも企業数が大小合わせて1,000社以上あったものが、ついに1,000社を切ってしまう事態になっている。中小企業も経営手法の高度化が求められ、有能な経営者が減少し、企業経営にはリスクがつきもののため、企業経営をやりたいと言われる人が多数になってきている。このような現状を打破するためには、以下のことが必要と考えるがいかがか。

仮称太子町中小企業等振興条例、これをまずつくっていただきたい。

条例の中に、行政、民間企業、金融機関、商工会等中小企業経営革新等支援認定機関の定期的な会合により、情報交換や経営者の能力を向上させるための必要な措置をとる。

やる気のある企業に対する一定の補助金。ただし、これは予算の範囲、いろんな条件をつける

ことにはなりますけれど、予算の範囲に限ると。

多額納税者や優良企業の表彰制度の創設。

その他必要な措置をという、そういった条例をつくっていかば、どうだろうか。

2つ目、有能な経営者を育成する仕組みをつくること、企業を増やすことと同時に既存の企業の成長、発展につながる。現在、商工会が行っている創業塾、経営革新塾、事業承継支援や経営計画の作成支援である。国税庁の2018年度での発表では黒字企業の割合が34.7%であるが、毎年試算表をつくっている企業の黒字割合は53.4%、さらに経営計画を作成している企業の黒字割合は58.4%との数字が出ている。やる気のある企業とは、1つの目安として経営計画を作成している企業と言える。条例の中に経営計画を作成している企業をより支援するということも織り込む必要があると考える。中小企業を振り分けるのかとの意見もあろうと思うが、国もやる気のある企業を応援すると言っているのであるから、町としてもやる気のある企業の支援をするのは当然ではないかと考えるが、答弁を求めます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） それでは、5つの質問のものを順次回答させていただきたいと思います。

まず、1つ目の仮称太子町中小企業等振興条例の創設についてでございますが、太子町の活性化のためには当然中小企業の振興条例の創設は非常に重要であるものと考えております。地域経済にとっても重要な役割を担うものであり、また小規模事業者の活動は従業員の所得であったり雇用であったり、消費等、住民の生活に大きな影響を及ぼすものと思われれます。この基本条例は町の将来像を描き、中小企業の発展や方向性を示すために大変大きな意義を持つものと認識しております。5年先、10年先を見据えて、地域の中小企業の産業振興を進めるにおいて必要であると認識しております。基本条例の制定によって、やはりより具体的な商工振興施策などを定めて、役割分担を明確化することによって条例制定に効果が出るものと考えております。

2つ目の条例の中に行政、民間企業、金融機関等の情報交換であったり、定期的な会合のことについてでございますが、今現在本町では小規模事業者も含めて1,000社を切っております。地域社会の構造変化の中で、消費の低迷や小規模企業を取り巻く環境というのは一段と厳しくなっている状況でございます。そうした中で、将来を見据えて基本条例を制定して、小規模企業の持つ個性や特性を掘り起こして強みを生かしていく仕組みがこれからは必要になってくると考えております。特に、先ほども申し上げた企業間連携による情報発信や商品開発、またそのサービスの向上などを行えるように組織や仕組みづくりが小規模事業者の発展や安定した事業継承には欠かせないと思っております。小規模事業者が地域経済の中で中心となって活用できるよう、町、議会、企業者、地域経済団体、また金融機関が相互に連携と理解を深めながら環境の改善に努め、組織の構築も含めて地域経済の活力向上に努めてまいりたいと考えております。

3つ目のやる気のある企業に対する一定の補助金の創設についてでございますが、本町において今現在商工会と連携させていただいて、国際フロンティア産業メッセへ出展する場合に支援を行っております。出展した企業のPRや情報発信はもちろんのことでありますが、企業と来場者が直接話ができるなど、来場者にとっても大変好評を得ており、事業の拡大であったり、企業間同士のマッチング等にもつながっております。小規模企業は、開発費にかかる資金や時間などがなかなかなくて制約が多い中でございますが、新たな事業戦略や事業展開が困難な状況にあるわけでございます。そういった中で、企業間連携による取り組みであったり、新たな商品開発などの支援等ができないか、そういった事例研究を今後進めていきたいと考えております。

4つ目の多額納税で優良企業の表彰制度の創設についてでございますが、町内にも大変優良な企業が多くて、平成29年度に太子町企業市民制度を創設して、住民とともに地域の社会活動を行い、企業の自発的な市民活動の推進を行っているところでございますが、多額納税をされている企業に特化した表彰制度については、やはりその目的や効果なども含めて慎重に検討する必要がありますのではないかなと考えております。まずは、先ほど言いました地域活動であったり、地元雇用などにつながるようなことを主体的に考えながら、表彰制度については企業市民制度の拡充を見据えながら検討してまいりたいと思います。

その他の必要な措置がないかという話でございますが、今現在太子町では空き家活用による空き家対策であったり、鵜の景観形成の推進であったり、また小規模店舗の活性化であったり、観光客の誘導、それからまたにぎわいの創出、また昨年定めました立地適正化計画による都市機能の誘導など、多くの複合的な課題であったり、施策の展開を進めているところでございます。今必要なのは、いろんな課題をつなぐ横断的な取り組みや仕組みづくりが必要であるのではないかと考えております。このような複合的な課題解消に向けて重点的に取り組み、効果の出るところにおいて、例えば社会実験などによる施策展開ができないかというふうなことも事例研究を進めていっております。個々の小規模店舗への支援というのも当然大事にしながら、町全体が有機的につながって、魅力や愛着につながるような施策の展開に努めてまいりたいと考えております。

それから次に、2番の有能な経営者を育成する仕組みということでございますが、経営改革を終了している事業者と一般の中小企業者の付加価値の伸び率を見ますと、圧倒的に経営計画の事業者が伸び率が高いわけでございます。そうやって会社の経営目標を明確にしていくこと、方向性が従業員に伝わって、そして社員の意識向上につながると。しいては、利益の向上にもつながっていくと。そういったいろんな会社の信用であったり、新たなマーケティングや事業拡大にもつながっていくということで、経営目標を明確にする意味で経営計画というものは非常に大事であると考えております。町といたしましては、商工会と連携しまして、小規模企業振興基本法に基づく経営発達支援計画を策定して、小規模事業者に対しまして経営状況の分析であったり、経営計画の策定であったり、市場調査であったり、販路の開拓等の支援を現在も行っております。また、その小規模事業者が変化する経営環境の中で、持続的に事業を発展させていくために商工会と一体になって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取り組みを支援する補助金も活用しております。今年度におきましては、9件の事業者から申請を受けておりまして、今後もこの支援を継続的に続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 ありがとうございます。

4番の多額の納税者で優良企業の表彰制度については慎重にということですが、税金をようけ納めようから優良企業とは限らへんわけですよ。今御答弁の中でありましたように、やっぱり地元にとりだけ貢献してくれてるか、それも1つの基準になりますよと、当然ね。それから、地元貢献してくれてる正規雇用、やっぱり雇用をたくさんしてくれてる。でも、多額の納税してるということは、1つは利益を出してるということも言えますけれど、それだけ太子町の場合は逆にそれだけやなしにかなりの設備投資をしないと多額の納税にはならないわけですよ。今、多分固定資産税のほうがはるかに多いでしょう。固定資産税などを多額に納めてくれるというようなこともあって——何か世間でよく企業というのは金もうけばかりで、そういうことばかり考えているというようなことのとかくの風潮があったりするわけですが、やっぱりそれだけの税金をたくさん納めてる企業というのは、それだけに努力をし、地元貢献して

るからこそ、初めてそれだけの利益が逆に得られてるということもあるわけで。ですから、多額の納税だからということじゃなくして、その辺のことを。極端に言うたら、表彰状1枚で済むわけですし。県なんか也多額の納税者に感謝状を出してますよね。そういうのもあるわけですから、そういうこともぜひこの辺のところをお考えいただきたいと思いますけれど、再度御答弁を願えますでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 十分趣旨は理解しておりまして、当然多額納税者というその金銭的な問題だけじゃなくて、やはり地元雇用も含めて企業努力されて一定の成果をおさめた結果、利益が上がっていると。だから、地元貢献度は非常に高いと思っております。そういった企業も、今特にIT化とかAI化で設備投資を積極的に国の制度を使われて、積極的に進められている企業もたくさんあるのも存じております。ただ、その企業市民制度を本町は立ち上げたばかりで、その浸透をまず十分に図って、それとあわせながらこの制度拡充に持っていきたいと思っております。当然そういった中で優良企業というものの分野をもう少し広げていくと考えております。即時的に多額納税者を制度的に表彰しようというのじゃなくて、そういうトータルで見していきたいと考えておりまして、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 今経済建設部長に答えていただいたとおり、私も全く同感なのです。だから、多額納税だから表彰せいということじゃなくして、やっぱりそれだけこの町に貢献してるということが基本にあって、その結果として多額の納税者であるというようなことにもなっていくんじゃないかと。特にこの企業市民制度をもっと発展させていくには、こういう表彰制度もあってもええんじゃないかなと思いますので、ぜひその点のことは考えていただきたいと思います。

それから、有能な経営者を育てるということなのですけど、これ実は人がおらんと育てようもないということなのですよ。悲しいかな、太子町の子供さん——この間私もトライやる・ウィークを受けましたら、すぐに子供が来るのですよね。もう能力の高い、ちょっと言ったら、ふっとして、君、学校どこ行くのというたら姫路西高とかというて平然と言ってるわけですよ。それで、将来は何になるのやというたら、太子町戻ってけえへんというような言い方するのやね。これがまず太子町の発展の一番の阻害要因やないかなということにもあるのやないかと。町が発展するためには、やっぱり今経済建設部長に答えていただきましたけれど、教育のほうも一体となってやってもらわないと。人がいないと、発展しないのですよね。私、この太子町が発展するにはどうしたらええんやというて、やっぱり有能な経営者がいるのは事実です。でも、有能な経営者がいるということは、有能なそこに人がまず太子町におらなけれりゃいけない。そのためには、やっぱり地元愛と、それから小学校、中学校ですぐれた教育を受けて、ということはそういう教育環境もしっかりやっていた結果、地元の愛で地元へ戻ってきていただいてというような、そういうようなことがでけへんのだろうかなと。これ経済のところだけやっても、経済の発展はないと思うのです。教育も一体となり、まだもっと言えば、こんなところで言うのはどうなのですけど、婚活ですか。あれなんかでも、もっと人口を増やすという、そういうこともトータル的に考えないと、なかなかやっていけないのやないかなと思いますけれど。経済建設部長が答えていただくのが正しいのか、ひょっとしたら町長か副町長あたりが答えてくれるのがええのかわかりませんが、あるいは教育委員会のほうから答えていただくのがいいのか。トータル的にそういうようなことを考えて、これから町の発展ということを考えていく考えはいかがでしょうかということですけど。どなたか御答弁を。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 教育の分野におきましては、太子町でもそうなのですが、ふるさとの先輩に学ぶとか、ふるさとのすばらしい生き様に学ぶということで、成功体験というのですか、そういう話も機会も今現在ありますので。また、町内のそういうすばらしい企業の方で、そういうすばらしい方をロールモデルとしてまたお話の機会をいただいたりしながら、教育の分野でも一翼を担うというのですか、そういう方向で努力はさせていただきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 今、策定させていただいていますまち・ひと・しごと創生基本計画や基本戦略、総合戦略のほうで町の分野、人の分野、仕事の分野でそれぞれ地元に帰っていただこうとすれば、仕事をつくらなければいけない、また新しい人の流れというものをつくっていきなきゃいけない、若者が結婚して出産、子育てなど、希望をかなえられるようなことができないというようなことが必要となると考えますので、総合戦略の中でもそこら辺を踏まえながら検討していきたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 その総合戦略という言葉が出ましたので、総合戦略については多分今度委員会のほうで検討するわけですね。ここでこの間出てきましたですね。ほいで、あれでもう採決するのですか、いきなり。もう何もせえへんのですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 総合計画のほうにつきましては、今度議会に上げさせていただいて審議いただきますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、中には盛り込ませていただいておりますけれど、内容としては今見ていただいているところで町のほうはつくっていきたいと考えてます。

○議長（藤澤元之介） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 この町を、地域を発展させていくということにおいては、一番に何が。産業も発展ささなあかんけれども、人づくりもせなあかん、人口も増やさないかと。これ全部一体となってまうのですよね。そうすると、この経済だけ、あるいは教育だけとか、個別にやとつたら、とてもやないけれどもまいこといけへんのは、これはもうおわかりいただいていると思うのですね。当然、誰もが考えるのは当たり前のことで。ですから、これはもうトータル的にこれから考えて、そしてこの太子町全体を育てていくというようなことを、成長を発展させていくということを考えていっていただきたいなということで、私の質問は終わりますけれど、もし何か一言言われるのでしたら、総務部長、お願いします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 第6次太子町総合計画を策定の中で、今言われました町全体として町に愛着を持っていただくということも含め、住みなれた地域で皆さんが安心して暮らせるという町にしていくためにも努力していきたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 以上で吉田正之議員の一般質問は終わりました。

次、井村淳子議員。

○井村淳子議員 13番公明党井村淳子でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、1番目、手話は言語、手話によるコミュニケーションを広げるために。

2006年、平成18年12月の国連総会において、障害者権利条約が採択され、手話は言語として位置づけられ、日本においても2011年、平成23年8月に障害者基本法が改正され、「言語の中に手

話を含む」ということが明記されました。また、手話言語法の制定を求める意見書が太子町議会を含む全国1,788の地方議会全てで採択をされました。手話を必要とする全ての人が、いつでも、どこでも容易に情報を得ることができ、コミュニケーションを十分に図ることができる社会の構築が求められています。町民への手話理解の促進や、手話を日常的に使用できる環境を整えることにより、聾者も聾者以外の者もお互いに人格と個性を尊重し合える共生する地域社会の実現が求められております。以下、5点についてお聞きします。

太子町として、言語としての手話について、どのように理解、認識をしておられますか。

2番、平成17年に公明党が提案をして以来、公共施設の窓口に耳マークが設置され、外見からは耳が不自由だとわからない人でも耳マークを指すだけで聴覚障害があるとわかり、筆談ができるよう配慮をしておりますが、現在、聴覚障害者に対する取り組み状況はどうなっているのでしょうか。

3番目、手話奉仕員や手話通訳者、要約筆記者の確保と養成の取り組み状況は、太子町においてははどうでしょうか。

4番目、2019年11月28日現在、27道府県8区210市41町1村、287自治体が手話言語条例を制定し、兵庫県内では41市町中24市町で制定をされております。太子町での制定の考えはありますか。

5番、今後の取り組みについて、何かありましたらお答えをいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） それでは、順番にお答えをさせていただきます。

まず、認識についてでございますが、手話は聴覚障害者の方がコミュニケーションをとるための重要な手段であり、全ての町民に手話が言語として認識され、聴覚障害者の方が不自由なくコミュニケーションをとり合ったり、いろいろな情報が入手できる、そういった地域社会の実現を目指すことが必要ではないかと考えております。

当町におきましては、太子町意思疎通支援事業実施要綱に基づきまして、聴覚、言語機能等の障害者のために意思疎通を図ることに支障がある障害者の日常生活における円滑なコミュニケーションを確保し、自立と社会参加を促すことを目的といたしまして、手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者の依頼があった場合や、また自主的に講演会や多数の方が集まるような機会におきましても、そういった方を派遣しているところでございます。

2番目の現在の取り組みについてでございますが、意思疎通支援事業といたしましては、今申し上げた講演会とかイベントなどでございますが、あすかふるさとまつり、先日行いました戦没者追悼式などの行事、また聴覚障害者個人が通う病院通院、また会社での面談等に手話奉仕員を派遣しておりまして、平成30年度における派遣実績の回数は21回となっております。

ただ、窓口等でのそういった聴覚障害者における耳マークとかというようなものにつきましては、今現在実際取り組みがまだされていない状況でございます。

3番の手話奉仕員等の確保と養成の今後の取り組みについてでございますが、現在当町の手話奉仕員の登録人数は6名でございます。手話奉仕員の養成事業といたしましては、西播磨福祉地区身体障害者連合会に委託をいたしまして、上郡町、佐用町と太子町、3町合同で奉仕員養成講座を実施しているところでございます。

なお、手話通訳者及び要約筆記者につきましては県が認定し、設置しておりますので、町の登録者で対応ができないような場合につきましては県立聴覚障害者情報センターに依頼をいたしまして、手話通訳及び要約筆記者の派遣をお願いしているところでございます。

4点目の手話言語条例についてでございますが、現在手話言語条例を制定している自治体は今議員が申されたとおり全国で287自治体、兵庫県下では23市1町が既に条例を制定しているところでございます。条例制定に当たりましては、町の施策をどのように展開していくのか検討しておく必要があると考えております。手話通訳者の確保、養成、手話を学ぶ機会の確保、また教育における手話の普及、手話を使いやすい環境の整備、事業者への支援など、多くの課題があると考えております。まずは、そういった課題をどうやって克服していくのかということもあわせて整理していく必要がございますので、それを整理することによりまして条例が実効性のあるものとなつてくると思いますので、継続して制度研究に努めていきたいと思っております。

今後の取り組みについてでございますが、現在実施している手話奉仕員の派遣事業をさらに周知し、奉仕員養成講座を充実させるなどいたしまして、町民の方が手話に触れる機会を多くすることにより手話の普及につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ただいま答弁していただきました。本町としての言語として、冒頭に質問で言わせていただいたように、しっかりと認識をしているという答弁でございました。

手話は大人だけではなく、やっぱり子供も太子町では手話の講座を開いたりしてるわけですが、教育委員会としてはどのように理解しておられますか。学校の総合的な学習の時間においては、アイマスクをつけたり、車椅子等の福祉に関する学習も——うちも孫が4年生ですけども、したんやということで帰ってきましたけれども、手話に関する学習はされているのでしょうか。まず、それ。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 昨年度のこの手話学習の状況でございますが、こちらのほうで調査しましたところ、今言われました総合的な学習の時間、また国語でありますとか、特別活動でありますとか、そういう時間を利用して手話に関する調べ学習でありますとか、あるいは体験学習でありますとかというようなことを内容に行っておる学校がございます。全ての学校ではないのですけれども、こちらのほうで調査しましたところ、龍田小学校、石海小学校、また太子西中学校でその手話に関する学習について行っておるというところでございます。体系的に手話学習を行いますということで、その学習の中で位置づけているといったところまでは行かないのですけれども、外部講師の方の御協力を得ながら行っておるというような状況でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 一部の学校では、そういう学習もされているということで、できましたら体験をみんながしていけるように、この3つの小・中学校だけではなくて、広げていっていただきたいと思えます。

平成17年2月に手話学習実践事例集というのが兵庫県教育委員会から出ておりまして、それぞれの取り組みを、朝来市、福崎町とか、いろいろな。もうたくさんの学校のそういう手話を学ぶ、障害者の方と疎通を図っていく、そういうふうなこともされてるのですけれども、今後総合的な学習になってくるのですけれども、やっぱり最近歌番組でもありがとうとか、あの「365日の紙飛行機」とか、手話がテレビでもかなり普通に流されることもございますし。「パプリカ」という歌も手話を使いながら、パプリカの花が咲いたらということですので、できたらやっぱり小さいころから、そういう小・中学校の間でも体験をして興味を持って、手話は言語なのだということを理解ができるように取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 小・中学校それぞれ発達段階あるいは児童・生徒の実態がありますので、今実態として同じ学校内に聴覚の障害がある児童・生徒が今クラスにいたり、学校にいるという学校については、やはり目の前の子供たちとともにということで取り組みが進んでいる。一方、そういう子供が学校にいないという場合、そういう取り組みが、例えば音楽会で歌のときに使っているとか、いろいろ温度差は出てきているのが実態だろうと思っています。今言われましたように、発達段階を踏まえながら、手話というものが言語ということで世界共通の、一定の方向性が出ておりますので、そういう面も踏まえまして指導に力を入れていきたいと考えております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それでは、2番に入りますけれども、現在聴覚障害者、手帳を持っておられる方は太子町では何人の方がおられるのか、教えてください。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 12月1日現在で65名いらっしゃいます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それと、意思疎通支援事業等で派遣をしているということはあるとおっしゃってましたけれども、窓口対応として職員の中で手話ができる方とかはおられるのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 今、窓口で手話ができる者というのは現在おりません。実際窓口に来られる方につきましては、大体家族の方等と一緒に来られますので、その家族の方を通して、またあるいは筆談で今はやりとりをさせていただいております。ただ、今後につきましては、やはり町の職員もそういった手話ができるようなことに取り組むことも必要なのかなとは個人的には感じているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 大概筆談になるのかなと思いますが、当初、今でもそうですけれども、耳マークの質問を投げかけましたら、その議会の間に全ての公共施設に耳マークが置かれたということがございまして、それはそれでよかったのですが、たまに公共施設で耳マークがどこにあるのかわからないというふうな、もう端っこに行ってしまうというふうな施設も、どことは言いませんけれどもございますので、はっきりと。やっぱり65人の方しかいらっしゃらないので、大勢の町民の中からしたら施設に来られる方は少ないかと思いますが、やっぱりちゃんと見えるところにそれは表示をしてPRというか、筆談しますよというふうなことはしていただきたいと思っております。

先日、戦没者の会で手話の方がおられて、ああ、今年からこういうことをしているのだなということで、すごい驚いたのです。今までそういうことがなかったのです。でも、やっぱり手話は言語であるということから、そういう派遣も受けてされてるのだろうなということでした。

今、兵庫県のほうではヒアリンググループとか、UDトークとか、そういう何か新しい最新の機器などを使って意思疎通の促進を図っているということがありました。なかなか町のほうでは難しいかもしれませんが、タブレット端末やポケットWi-Fiを活用して、音声認識アプリ、UDトークが利用できるようにしていたり、それから県のほうでは公共施設へのヒアリンググループ、磁気ループというふうなものも設置しながら聴覚障害者の方とスムーズに疎通を図るというふうな機器も出てくるそうなので、それも研究をさせていただいて、費用対効果があるようでしたら、またそういう方面も考えていただけたらなと考えております。

それと、3番目ですけれども、手話奉仕員や手話通訳者、今奉仕員は6名であるということ

で、先ほど言われました3町合同で養成講座をされているのはどの部分について講座を開かれているのですか。それについて、再度お聞きします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） この養成講座につきましては、まずは初心者の方を対象とする入門講座と、あとレベルアップ講座というものがございます。当然レベルアップにつきましては、既にその資格、奉仕員になられてる方が研修をするわけですが、入門講座につきましてはそういったものに興味のある方、今後そういったことで活動したいというお考えの方がいらっしゃれば、どんな方でも応募していただくような形にはなっているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 その広報、余り見たことがないように思うのですけれども、広報のほうはどうされてますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 西播磨福祉地区のこの講座につきましては、残念ながら毎年やっているものではないというところで、開催があるときには当然広報で呼びかけはさせていただいております。平成30年度につきまして、去年は実際にやったようでございます。ただ、入門講座については太子町の方はどなたも参加されていないと。レベルアップ講座につきましては、3名の方が講座に参加されていた状況でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 毎年やっておられないということで余計目にしてないのかもしれませんが、先日、10月の「広報たいし」で、初めての手話講座というのを私自身受講しました。それは県の主催で聴覚何とかセンターというところが主催で募集をされておりまして、そこは30名の募集で、全員が、受講者は女性ばかりでした。高校生から年配者まで、割かし若い方の年代の方も来られてて、基礎知識を学んで、また実際に耳が聞こえない方とも手話を使って話をする、名前を紹介する、食べ物の好きなの何ですかとか、そういうのを実際にやって、すごい楽しい時間をその日過ごしましたけれども。その講座が何回か続くものかなと思ってましたら、ほんまに初めての手話講座で1回切りで。そこに来られて帰るときに、これって1回だけみたい。ほかに学ぶところがないのかなという話になりまして、今回質問をさせていただいているのですけれども。近隣を見ましたら、姫路市なんかはもうすごい——言語条例ができてることもあるのですけれども、手話を学ぶというところではばんばんホームページとか、こういう紙ベースで宣伝をされてて、いいなあ。太子町、何でないのやろなということがあるのですけれども。大体、したら1年ごとぐらいでその講座は開かれているということで理解してよろしいですか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 今、議員がおっしゃられた10月にあったやつは、県の事業で持ち回りで県内を回っております。たまたま今回太子町だったというところで実施しておりますので、何十年間に1回しか回ってこないという事業でございます。

今、御質問の西播磨のほうにつきましては、何年に1回かというのは具体的に私も確認をちゃんとしておりません。ただ、二、三年に1回ずつは多分あるのだろうなと思っております。それと、あと他市町の、そういう姫路市とかの手話講座、そういったところにつきましても市民以外、要は太子町の人間が聞きに行っても聞くことができるような場合であれば、そういったものも広報等にお知らせして、住民には周知できるものであればやっていきたいなとは考えております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 私も姫路市のほうは受けられるのかなというて、その受講者の方と話をしたのですが、やっぱり姫路市民違うから無理やろなと思ってたのですが、これ枠組みを超えて受講をもうダイレクトに申し込んでできると理解していいですか。先ほどの上郡町、それから佐用町、太子町の西播磨福祉地区身体障害者連合会、そちらのほうも、例えば山崎の人が受けるとか、そういうことも可能と考えますけれど、よろしいか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） ちょっと説明不足でした。

姫路市については、これから姫路市のほうに問い合わせをして、太子町の人間も受講が可能であれば、そういう広報もさせていただくというつもり今答弁させていただきました。ですから、それについては当然他の市町でもやっているような場合に、太子町の方がもし行けるようなことがあれば、そういったものもお知らせしたいと思っております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ぜひ市町の枠を超えた、そういう勉強の場が開けることを願っております。西播磨福祉地区身体障害者連合会のほうは開かれてる回数も少ないようなので、できたらいつも講習をされてる姫路市のほうに話を持っていただいて、みんなが、勉強したい人が受けられるような。本来は太子町でできたら一番近くてありがたいのですが、そういうことも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、先ほど手話言語条例については研究をするというふうなことで、なかなかつくるのはあれなのかと思いましたが、24市町が制定を兵庫県ではされているということで、相生市が平成31年ですから今年4月、それから朝来市が平成30年、赤穂市も平成30年、たつの市も平成30年ということで、割かしこの二、三年の間に近隣もだだだっとなつて、それをつくっているとやはりその条例の実効性が働いて、それぞれ市の責務とか、市民の役割とか、事業者の役割とか、はっきり決められてやっておりますので、いろいろ研究をしていただいて、お金もかかることかもしれませんが、やっぱり手話は言語であるとなっている以上は、少しでもコミュニケーションがとれるように学ぶ機会がないとできませんので、その点もよろしくお願いします。

それと、今後の取り組みということで、大体今までの4つの答弁の中でお聞きしましたので特にございませんが、とにかく広報を割かし見てるのですが、見逃したり、そないして3年に1回だったりするということもあるので、そういう情報をホームページとかでも表のほうで上げていただくとか。情報を得やすいような環境をとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、手話への理解促進及び手話の普及は手話が言語であること及び聾者が手話によりコミュニケーションを図る権利を守ることになります。相互に人格と個性を理解し合える環境の整備を求めまして、次に行かせていただきます。

それでは、2番に入ります。

安心して暮らせるまちづくりといたしまして、直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害を負い、手術によって人工的に腹部への人工肛門や人工膀胱の排せつ口、ストーマを造設した人をオストメイトと言います。オストメイトの方は外見からはわからず、目に見えない障害者とも言われております。オストメイトの存在を知る人は多くありません。日常生活では尿や便をためておくための袋、パウチを腹部に装着しております。一定時間ごとにそのパウチにたまった排せつ物を捨て、洗浄し、装着をしなければなりません。平成16年に町民からの相談で提案して以来、バリアフリー新法も施行されたこともあり、公共施設への設置が着実に進んでいます。5点

についてお伺いします。

(1)本町におけるオストメイトの方の人数は。

それから、(2)公共施設のオストメイト対応トイレの設置施設についてお答えください。

(3)災害時におけるオストメイトの避難所とストーマ装具の供給体制の現状と課題についてお答えください。

それから、(4)今後、町内においてオストメイトトイレの設置をされる予定はございますか。

(5)設置場所や災害対応等、情報は必要な方に届いていると考えてますか。

以上、お願いします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） お答えさせていただきます。

まず、1点目の人数についてでございますが、平成16年3月議会で井村議員から同オストメイトの質問をいただいた時点では19名ということでございました。令和元年11月22日現在におきましては、オストメイトの方が44名いらっしゃいます。

2番目の設置施設についてでございますが、現在公共施設のオストメイト対応トイレを設置している施設といたしまして、まず福祉会館、文化会館、図書館、町民体育館、それとこの役場行政棟の1階及び交流棟の1階、それぞれ1カ所ずつと、南総合センター、合計6施設7カ所についてオストメイトの対応トイレを設置しているところでございます。

3点目のオストメイトの避難所との関係でございますが、オストメイト対応トイレを設置した公共施設のうち、図書館を除く施設は全て指定避難所となっているところでございます。図書館以外、今6施設、2番で答弁した図書館以外が全部避難所施設となっております。また、福祉避難所として協定を結んでおります民間の7施設がございます。この民間7施設の中に1施設につきましては、オストメイトの対応トイレを設置している施設がございました。ストーマ装具の供給体制についてでございますが、基本的には障害者自身で確保していただくということが大原則となりますが、避難が長期化した場合、その供給につきましては町としましても補装具の入手支援を行っていききたいとは考えております。

4点目、今後の設置予定についてでございますが、現在6施設7カ所に設置しているということから、オストメイト対応トイレを必要とする方への対応としましては十分ではないかもしれませんが、一応必要数は満たしているのではないかなと町としては考えているところです。よって、現在のところ、他の既存の施設で新たにオストメイトへの改修予定はございません。ただし、今後また新たに行政施設を建設するというような場合が出てきましたら、その時点でオストメイト対応トイレをするのはどうかというのはまた検討していきたいとは考えております。

最後にその情報についてでございますが、現在は十分な周知ができていないと思っております。今後といたしましては、オストメイト対応トイレの一覧を障害者手帳を交付するときにお渡ししております障害者福祉のしおりの中に追加をいたしまして、またホームページ等にもそれを掲載することによって、オストメイトのトイレがここにあるよということを周知していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今回のオストメイトのトイレはどこですかということから、私も進めてきた関係で大体今言われたところは知ってたのですが、となると、ホームページとかにはどこに載ってるのだろうねということで調べてみましたら、なかなか出てこないのですよ。ほんで、ずっと見ていくと、太子町のバリアフリー情報というところでやっとひっかかる。施設から入る

と、もう全然出てこないということがありまして。再度、私も平成16年から大分設置も増えてるし、ぐあいはどうなのかということで全てを回ってまいりました。バリアフリー情報の中には南総合センターは入っておりませんでした。それと、総合公園の屋外トイレ、そのオストメイトトイレに当初したと考えていたのですが、今答弁にあったように屋外トイレはないということですね、今。6施設7カ所ですからね。あそこ、総合公園の中に私は1つはその新しい屋外トイレにあると思ってましたので見に行きましたら、ホームページにはバリアフリー情報の中にオストメイトトイレであるというピクトグラムが載ってまして、トイレの前に行きました。誰でもトイレ、そのオストメイトのシールが張ってありますけれども、中を見ました。これは壊されたのかなど。どっかシャワー引っ張ったら出るのかなとか、いろいろ水栓を引っ張りましたけれども、ああ、やっぱりここはなっていないのだということでした。でも、会議録なんかをこの総合公園の関係であそこができるときに見てみますと、確かにオストメイトトイレを設置すると、したと載っておりますので。この今の状況について、どのように考えてますか。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 総合公園につきましては、再度確認をさせていただきます。私の調べた中にはもともと入ってなかったものですから、もう一度それについては確認させていただきます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 八幡部長、どうなのですかね。あそこをつくったよと1回聞いたことがあるのですけれど。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） オストメイトトイレは順次整備していった、不特定多数の方が利用できる場所はそうしていつているのですけれども、私もその認識が。オストメイトトイレ対応にしているのですけれども、お湯が出るユニットを設置したのですけれども、それが今現在どうなっているのかという確認していないので、今おっしゃったように再度確認させていただいて。認識としては多目的トイレとしての整備は間違いなくやっているのです、汚物も流されるようにはしたと思うのですけれども、その完全なオストメイトが今機能しているのかどうか。例えば、浮浪者とか、例えば湯が出る関係でいろんな悪用の利用もいろいろありまして、今それを確認させていただきたいと思うのですけれど。当時はオストメイト対応でしますという答弁をしてつくった記憶がありますので、確認させてください。済みません。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 あそこは本当に中の機具からして汚物を流すところもありませんでしたし、シャワーの水栓もありませんでしたので、その給湯システムをつくられたとしても、中がなくなってしまったということで。私も確認を長いことしてなかったのが残念やったなと思いましたけれども、先日しましたら、総合公園の今体育館の管理者のほうにも聞きましたけれども、知りませんって言われたのですよ。あそこはないですよと言われたので。いつからないのかなと思ったのですけれども、そのことについてはもう全然御存じなくて、屋外トイレにはちゃんとオストメイトのシールも張ってありますよということは言わせてもらったのですけれども。それをきょう確認をさせていただいたのですけれども、しっかり確認していただいて、もし給湯の工事ができているのであれば、せっかくあそこ広い総合公園で、こっちの管理棟、事務所のほうにもありませんでしたので、あそこには1個つくっていただきたいと思います。当初、浮浪者の方が寝たりするとか言われてましたけれど、それはもう営業時間が終われば閉めたらいいことだと思います。そのあいてる時間はみんな見えるほうに目がありますので、そんなに悪いことをされる方はいな

いと思いますので、ここはもうオストメイトの表示があるも、設備がなしということで再度確認をお願いいたします。

それと、この中におむつがえの台があるのですが、ここの掃除はどのようにされているのか。この施設の関係で、お願いします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 先ほどのオストメイトの公園のトイレのことで、私非常に認識が間違っていましたのは、オストメイトトイレ対応には間違いなくしてるのですね。ただ、ほかの施設にあるようなオストメイトユニットと言いまして、最高級グレードのお湯が出て、汚物流しがあって、フル対応のものじゃなくて、実は障害者用トイレの後ろを、パウチを洗うそのユニットが出てきて、背もたれが1つついて、オストメイト対応便器というのがありまして、たしかそのオストメイト対応の便器にした記憶はあるのですよ。だから、よそがやっているように別に汚物流しを置いてするタイプではなくて、便器自体に給水が出てきましてそのパウチを洗えるようになる。その便器台をしていると思うのです。だから、ほかでいう室内型のユニットを置いて、裏に温水器を置いてするタイプではなくて、屋外トイレという認識の中で、そういう悪用利用もあったら困るということでした記憶があるので、それを再度確認させていただいて、また回答させていただきたいと思います。表示している以上は、そういう対応をした記憶は間違いなくあるので、ただほかと機種を変えていると思います。

もう一点、その清掃に関してはシルバー人材センターに委託して、トイレの床清掃であったり、便器の清掃であったり、一応やってます。ただ、おむつがえとか、それからフィッティングボードとか、そういったところを全部完璧に掃除を毎日やっているかという確認は一応していないのであれですが、基本的にはシルバー人材センターに委託をして、ここをこう清掃しなさいというマニュアルをつくってやってますので、一般的にはきれいなトイレだと認識を持てます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ここで立ちどまっているわけにはいかないので、さっさと行きますけれども。シルバー人材センターの方に掃除をしていただいているにしては、余りにも汚いトイレでございました。おむつがえの台を倒しますと、もうほこりがたまって、あそこで子供を寝かせておむつをかえようとは思えませんでした。ほかのトイレもおむつがえを使わなかったら、そうなってるのかもしれませんが、特にあそこは屋外だから、ああ、あんなに汚いのかなと、ほこりがたまってると思いましたので、その点も十分にされるときには取っていただきたいと考えております。

そういうことで、今実際に目で見て確かめてきた中で言わせていただいておりますが、図書館もオストメイトになっておりますのにオストメイトの表示がございませんでしたので、そこは担当者の方にお伝えをしまして、シールを張っていただけるというふうになりました。でも、本当にその場所場所で何か不備がある。保健福祉会館もおむつがえのマークがあるのに、設備がないとかね。やっぱり誰でもトイレで、そのマークを見て入ったりするのですけれども、全部今回回りましたら、ちぐはぐになっているところもございましたので、それは一度この際点検をしていただいて、シールと中身が合っているというふうにしていただきたいと考えております。図書館はオストメイトはあって表示がなかったですけども、女子トイレ4基の和式のみで、1基は排水故障で修理に多額の費用がかかるようでもございました。排水しても、ぼこぼこ水が上にながってくるということで、この際提案ですけれども、全部洋式にして、電気関係とかいろいろ

すので、そうしていただきたいなと思っておりますのでお願いします。

次、災害時におけるオストメイトの関係ですけれども、自身で確保するということですが、そういう確保ができない災害が急に来たりすると、本当にオストメイトの方はそのストーマがなかったら身動きがとれませんので。千葉県習志野市のほうでは自分が避難をする、そういう1次避難所の保管庫に日常使用をしているストーマを、例えば3日分とか4日分を預けているという事例がございましたので、そういうことがこの太子町で可能かどうかわかりませんでしたけれども。保健福祉会館に尋ねますと、ストーマの形が全部違うので、それぞれなので、ここで一律に購入することはできないですとおっしゃってたので、習志野市がされているような自身のストーマを何かのときに保管していただいおく、そういうふうな避難所との連携が必要ではないかなということも感じましたのでお伝えをさせていただきます。

それと、今後の設置予定はということで、今のところ大体網羅されているので、私ももうこれ以上、高いものですから要らないと思いますけれども、総合公園の屋外トイレだけ確かめていただいたらいいと思います。それと設置場所、情報が必要な方に届いているかということで、私も一覧表が配られてないのだろうなと思いました。さっき言われたように一覧表を渡していただいて、やっぱり外出がしやすいように、どこでも行けるようにということでトイレをつけていただいているわけですから、その点は配慮をしていただきたいと思います。

それと、先ほども言いましたけれども、ホームページからオストメイトのトイレの場所を探すのが大変でした。一番上に施設一覧がありますけれども、それで入っていても公共施設が全部載ってませんし、入ったとしてもあいてる時間、何かここではこんなやつてるよ、それから貸し館があるところでは何ぼ何ぼかかりますよ、そういう情報しかございませんでしたので、これをやっぱり見やすいように一度工夫をしていただかないと、なかなかバリアフリー情報ということではいけないと思いますしね。組織から探すとなると、まちづくり課に入って、そこに載っているのかなと思うたら、住まい・建築、そこをあげたら、やっと太子町のバリアフリー情報が出るという、これは見当もつきませんでしたので、もう少し探しやすい、見やすい、そういうふうなホームページにしていきたいと思います。先ほども言いましたけれども、南総合センターが入ってなかったり、地域交流棟は載ってても、ここの庁舎が載ってなかったりしますので、それも含めて庁舎の1階、それから交流棟の女子トイレの南にありますというふうな表示、わかりやすい、すぐ探せる、そういうふうな対応をお願いします。本当に今トイレの洋式化の加速をしていただいておりますけれども、障害があっても住みなれた地域で、安心して外出できる環境の整備を求めまして、次に入らせていただきます。

それから、3点目ですけれども、持続可能な社会のためにエシカル消費の推進と周知をということで、耳なれない言葉、このエシカル消費というのは、人社会、環境、地域に配慮した製品やサービスを自発的に選択する消費行動のことで、エシカルというのは倫理という意味で、エシカル消費の広がり国連が国際社会に環境問題や貧困対策などへの取り組みを求める持続可能な開発目標、SDGsの達成に寄与するものと言われております。今年9月29日には、兵庫県と消費者庁の共催で、エシカル消費の意味や必要性について普及啓発するためのエシカル・ラボ in ひょうごが神戸で開催されております。以下、お聞きします。

- 1、太子町におけるエシカル消費の具体的な取り組みを聞く。
- 2、地産地消の推進について。
- 3、フェアトレード商品の購入について。
- 4、地球環境に配慮した消費について。
- 5、小・中学校におけるエシカル教育の取り組みは。

6、消費者団体や企業との連携は。

それと、町民への周知方法は、お答えください。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） それでは、私のほうから5番以外を一括でお答えさせていただきます。

人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費につきましては、理念や考え方において大変素晴らしいことだと感じております。近年、国や県におきましても、その取り組みが始まっておりますが、太子町においては現在のところ何も取り組めていないというのが現状でございますので、個々それぞれの質問についてはお答えできないというところでございます。

ただ、そのような状況の中におきまして、先ほど議員も言われました9月29日に行われましたエシカル・ラボ in ひょうご、これには本町の消費者協会の皆さんも参加してきて、その具体的な取り組みについて研究をしてきたところでございます。エシカルとは、人や社会、地球環境、地域に配慮した考え方や行動などの社会的規範を意味し、そのようなことに配慮されている製品であることを意識しながら購入することをエシカル消費と認識しております。

エシカル消費は間口が大変広くありまして、まず発展途上国でつくられた作物や製品を適正な価格で継続的に取引されたフェアトレード商品を買うことや、また地産地消、被災した福島県や千葉県の方がつくったものを買って支えていくというような応援消費、また地域の伝統工芸品を買うというような、こういったこともエシカル消費となってきます。そういったことで、取り組みの範囲が広範囲にわたり、具体的に太子町の行政といたしまして、どのように参画していけばいいのかということにつきましては、今後消費者協会の皆さんとも連携を図りながら、勉強して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、町民への周知につきましても、まだ一般的になじみの薄い言葉でございます。町民の方もそれは何だというようなことにもなろうと思っておりますので、そういったことを上手に説明する必要がありますが、具体的に今主なフェアトレード商品としまして、コーヒー豆、またチョコレート、スパイス製品などはもう既にスーパーに並んでいるところでございます。そういったものをフェアトレード商品ということに気づかずに購入されている方もいらっしゃるかもしれませんが、今後につきましてはエシカル消費についてわかりやすいように町民にも説明をしながら、工夫して周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 このエシカル消費、私も最近知ったところです。そのかわり、そのSDGsは大分言葉もなれてきて、このSDGs全てのことに关するのが、言うたらこのエシカル消費ということで、1つ1つかかわってきてるのですね。例えば、先ほど言われましたフェアトレードの商品を購入したら、目標2の飢餓をゼロに、目標5のジェンダー平等を実現しよう、目標8の働きがいと経済成長も、目標12のつくる責任、使う責任、目標13の気候変動に具体的な対策を、目標16には平和と公正を全ての人に、目標17のパートナーシップで目標を達成しようという、この1つの商品を買うだけでSDGsの中の項目を達成していくことができるというふうになっておりますので、本当に間口がかなり広い。特に地産地消なんかは、もう既になじみが深い。地元のものを買って、そしてオーガニックのものも買っていくというふうなことから、企業のほうもそう流れもできております。まだまだ商品の値段的に合わないところがありますので広がっておりませんが、今後このエシカル消費、またSDGsということが徹底されていけば、個人個人が意識をして買い物をされる、また使っていくと変わってくると思いますので、町民の方への周

知をお願いしたいと思います。

それと、私もその神戸市はよう行きませんでしたけれども、11月23日に相生市のなぎさホールで相生市の消費生活研究会と相生市の主催で持続可能な暮らしについて考えるくらしの生活展がございまして、それをのぞいてまいりました。確かにきょう質問の項目に上げました地元食材でつくったものを販売、障害のある方がつくったお菓子を販売、古着から違うものにリサイクルして、それを購入するというふうな、そういうふうなくらしの生活展でございました。太子町もそういう例に倣って、何か例えばあすかまつりをするときにエシカル消費はこんなのですよ、そのときにエコマークとか、フェアトレードマークとか、いろいろございますので、それを1コーナー設けて宣伝をしていく。エシカル消費はSDGsに関連して、2030年でしたか、目標を達成していけないと、このままでは地球がだめになっていくということから、この考え方が来ていると思います。今、世界的に気候の変動があつて、大変な状況がテレビでも新聞でも耳にするところでありまして、パリ協定の中でその持続可能な開発目標が採択されたのですけれども、世界的に気温が51度を記録したとか、夜中になっても42.6度を下回らないとか、そういうふうなこの中で人間が気づいて早く二酸化炭素の抑制をするとか、そういう有害物質を出さないとか、そういう取り組みは人間しかできないことですので、この運動はもっともっと広げていって、私たちが住むこの地球、この太子町を未来の子供たちにしっかりといい環境で残していけないとと考えてますので、その点もお願いしたいと思います。

ちなみに、町長はエシカル消費という言葉はもう既に御存じでしたか。何か取り組みをされますか。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 私はよく知りませんでした。ですので、私の食生活など、いろんなことで、また消費で何をどうしているかというのは今お答えすることができません。

○議長（藤澤元之介） 5点目の部分が抜けてましたね。

教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 小・中学校におけますエシカル教育につきましての取り組み状況を答弁させていただきたいと思います。

先ほど生活福祉部長が申し上げましたとおり、そのエシカル消費という、そういう考え方自体、教育委員会といたしましても聞きなれない言葉で初めてでございますので、まず現状消費者教育につきましてお話をさせていただいて、今後につきまして答弁をさせていただきたいと思います。

児童・生徒がみずから進んで知識の習得、また情報の収集を行いまして、考え、行動できる自立した消費者になるためにというような理念でもって消費者教育を行っているところでございます。主体的に生きる消費者を育むなどの視点から、消費者教育の充実が示されておりまして、社会科でありますとか、また家庭科で取り組んでおるところでございます。具体的には、小学校の例でいいますと、社会科におきまして社会生活を営む上で大切な法でありますとか決まり、そういった教育。また、家庭科におきまして、お金の使い方でありますとか身近なものの選び方、買い方など、こういった観点で消費者教育を行っておるところでございます。また、中学校におきましては、社会科の公民の分野におきまして、金銭でありますとか、契約、また消費者行政について学んでおります。また、技術家庭の家庭科の分野におきまして、消費者の権利でありますとか、環境に配慮した消費生活など、こういった観点から消費者教育を行っているところでございます。

今後のエシカル消費に基づく教育の考え方でございますが、児童・生徒が持続可能な社会のつ

くり手になるように、そういうようなことができますようなことが求められておりますことから、まず教員がよりよい社会に向けた人、社会、環境に配慮した消費行動を身につける、そういった認識を新たにすることによって、その考え方を今後の指導に取り入れまして、児童・生徒が自立できる、そういった消費者になるように消費行動を考え、工夫できるように今後消費者教育を充実させていきたいと考えているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 太子町においても、これからということですが、地球環境に配慮した消費ということでは、もう既にマイバッグを持って買い物に行く、必要なものを必要な分量だけ買う、それからオーガニックな食品を製品を買う、食品ロスをなくす、それから外食の際に、これちょっとまだあれですけど、マイ箸を持っていくとか、マイ水筒は大分広がってまいりました。それから、今はプラのストローでなしに紙製のストローを使っていこうというのも企業では始まっております。それから、ごみを減らす、再利用、リサイクル、それから省エネ、太陽光など、再生可能なエネルギーを利用する、もう既に私たちは生活の中で実践していることもたくさんございますので、小・中学校においてもそういう今の環境を変えるためにそういう消費者教育をしっかりとやっていただき、先生方にも意識を持っていただき、一人一人が今の環境から抜け出すために勉強もし、そしてほかの人にも啓発もし、このエシカル消費を進めていっていただきたいと思います。

最後になりますが、先ほども言いましたが、このエシカル消費というのは貧困、人権、気候変動の3つが今世界中で喫緊の課題として取り上げられております。私たちの買う、使う、また環境に配慮した倫理的に正しい消費を行う、エシカル消費という概念が有効であると言われておりますので、町長を初め——Tシャツを5枚買っていたTシャツのうちの1枚をオーガニックコットンにしてみるとか、いつもの1杯をフェアトレードのコーヒーにしてみるとか、地元の農家さんから直接野菜を買うとか、そういう小さなことから意識を持って始めていくことが全てにつながっていくと考えますので、よろしく願いいたします。

時間ありませんので、次に入らせていただきます。

災害への備え。

1、災害時の備蓄に乳児用液体ミルクの導入を。

役場備蓄倉庫に災害備蓄用品として粉ミルク18缶、哺乳瓶30本、哺乳瓶の洗浄液8本を保管しているということですが、お湯が必要なため、まず水、電気、ガスがとまると活用できません。一方、乳児用液体ミルクは常温での保存が可能で、乳児にすぐに飲ませることができる。災害時にライフラインが断絶しても、清潔な水や燃料の確保が難しいときでも活用が期待されております。災害時には赤ちゃんの命をつなぐ貴重な栄養源となる液体ミルクの備蓄を勧めますが、町の考え方をお聞きます。

それと、太子町のハザードマップの改訂版の配布はいつかということで、第5次総合計画には、平成32年、つまり来年洪水ハザードマップ作成が計画として上がっております。2015年の水防法の改正により、国土交通省と県が新たに浸水地域、浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等、判断想定区域を公表していましたが、公表された情報をもとにどのようなハザードマップになるのでしょうか。太子町の改訂版の配布はいつになるのでしょうか。また、内容について、今までと変わったところの説明を求めます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、1点目の乳児用液体ミルクにつきましては、2016年4月に発生した熊本地震において、駐日フィンランド大使館からの救援物資として送られたことで注目さ

れ、今年3月にグリコ、4月に明治の国内メーカー2社から販売が開始されました。井村議員が言われましたように、乳幼児用液体ミルクの長所は、災害発生直後のお湯が十分に準備できない状況でも、すぐに乳児に飲ませることが可能であるということです。反対に、短所としましては、従来の粉ミルクの賞味期限が18カ月に対し、液体ミルクは6カ月から1年と短く、また1缶当たりの単価が粉ミルクに比べ約2倍から3倍程度高いということが上げられます。しかしながら、液体ミルクの災害時における有用性については十分認識しておりますので、今後液体ミルクの製造に数社——雪印、メグミルク、森永乳業が新たに参入の動きを見せているとの報道もあり、需要の拡大により市場価格が下がり、安定した供給体制が整いましたら導入を検討協議、研究していきたいと思っております。

次に、ハザードマップの改訂についてでございますが、平成28年度に国土交通省が揖保川、林田川に関する想定最大規模降雨の浸水想定区域図が公表され、本年8月に兵庫県により大津茂川水系の最大想定降雨による浸水想定区域が公表されました。また、本年度中に兵庫県が町内において土砂災害特別警戒区域の指定を予定しておりますので、これらの内容等を反映したハザードマップを令和2年度に作成し、全戸配布させていただく予定です。内容的には、従来のハザードマップに掲載しております洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域の情報に加えまして、山崎断層帯地震、南海トラフ巨大地震による被害想定、令和2年度より供用開始する防災行政無線やたいし安全安心ネット等による緊急情報の伝達手段、その他平時から災害に備えて避難等について考えていただくための防災に関する情報の掲載を検討しております。

なお、発行までの間におきましては、町ホームページ等を通じて、新たに指定される土砂災害特別警戒区域や林田川、大津茂川の最大想定規模降雨による浸水想定区域等に関する情報を提供することにより、平時から住民の皆様に対しまして災害の危険性を認識し、避難行動について考えていただけるよう防災意識の高揚を図ってきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 液体ミルクの関係で、まさにそのとおりで、海外の物資をいただいても使い方がわからないし、不安で使えなかって破棄をしたというふうな経過がありましたけれども。今年の台風15号、それから台風19号では、停電とか断水が多かったために発災の日から5日間、お母さんたちに液体ミルクが配布され、安心して災害の中でも子供を守ることができたということがございました。ちなみに、国内2社による液体ミルクが発売されましたが、実物を見たことはございますか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 写真でのみでございますけれど、見させていただいたことはございません。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 近くのスーパー、ドラッグストアにはちゃんと棚に置いてありますので、一応125ミリリットルと240ミリリットル、缶かんと紙製、しっかり見ていただいて、こんなものじゃないぐらいは知っていてほしかったですね。やっぱり実際に手にとって見るのと写真とでは全然違うと思いますので、また時間のあるときにどこでも寄っていただいたらあるかと思います。本当にこの液体ミルク、値段が高いのですけれども、夜中の授乳、赤ちゃんが泣いているときに粉ミルクを溶いて赤ちゃんに飲ませるの大変なのです、もう子供らも泣き叫んでね。でも、この液体ミルクはもうそのまま、今紙パックの125ミリリットルでしたら吸い口がもう出ておりますので、吸い口をカチャンとはめるだけでそのまま飲むことができるということで、これがだんだ

んと知られていきますと、もっともっと平時からでも使われるようなものになってくるのではないかなと私は思っております。災害のときにはライフラインがとまると、今の粉ミルクを使うことができません。以前にカセットこんろと鍋とを用意しておかないと粉ミルクが使えないじゃないですかということで言わせてもらいましたが、やはり備蓄の中にはミルクと哺乳瓶と、それしありませんので、使うことができないという状況を回避するためにも。今、2社でもかなりそういうふうな災害で使われるというふうな自治体も出てきておりますので、広まってくるといろんなメーカーが出てくると思います。また、値段も下がってくるかもしれませんが、しっかりとそういうことも踏まえて災害のときに備蓄を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、先ほどのハザードマップですけれども、私はこの大きいのを持ってるのです。これ、平成20年に配られたものと理解していいですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 一番最初に平成20年度に配らせていただいた部分がございます。それと、平成29年に一部避難所の訂正等をさせていただいた部分を、全戸ではないですけど、転入された方等に配らせていただいております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 この平成29年のものは平成20年と比べて何か修正を加えられているのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 平成29年に変更させていただいている部分につきましては、指定避難所や国の避難情報の名称等が変わりましたので、その部分について変更させていただいております。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 余り変わってないし、大きさが違うのかなと思うたら、折ってみたら同じで、私も出前講座を災害に備えてというものを受けたときにこれをいただきましたので。令和2年に作成、配布もされるということですので、しっかりと配布するだけではなくに、町民の方にもやっぱりしっかりとリスクがどうなるかということも教えてというか、勉強していただきながら、それは配るだけで終わらないようにしていただきたいと考えております。

最後に町長にお聞きします。

今回、平成20年ですから12年ぶりに配布されるのですけれども、ハザードマップを作成する中で、災害からの防災・減災、また被害軽減のために太子町としてしなければならない課題が見えてきていると考えますけれども、住民の命と財産を守るために、町のリーダーとしてどのように考えておられますか。お願いします。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 災害に備えてということなのですからけれども、やはり自分の命は自分で守っていただくと。やはり自助、共助、公助といろいろございますけれども、行政のできる範疇はもう決まっておりますので、全てができることはございません。まずは自分の命を自分で守っていただくという意識を皆さん方にきちっと持っていただくために、日ごろからの防災訓練等々で啓発等を進めていく中で、住民の方と行政とが一緒にできる部分、また地域の方と一緒にやっていく、地域防災力の向上という観点を中心に進めてまいりたいと考えてるところでございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 町長に答えていただけなくて残念なのですが、町長が議員時代に、平成

22年でしたか、このハザードマップについて町は起こる前にちゃんと手だてを考えなくてはならないと行政を追求しているわけですから、そのことについてはいま一度、町内の冠水場所、また危険のある地域についての対策について、どのように考えておられるのかについては明確に答えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 毎回のように急にこういうふうに具体的にというか、今おっしゃったのをメモしますと、町が災害が起こる前に手だてを考えておくべきであると私が追求したとおっしゃってるのですが。私いつもこうやって困ってしまうのは、具体的にどこのどういうことをどうということであれば答えやすいのですけれども、いろんなことがございます。例えば、雨水幹線について順次、今年でいいますと工事する計画を今発注しておって、来年直していくということですが、1個ずつ解決すべきことをしているので、明確に全てを答えよと言われても、申しわけないのですけれど、私できません。それで、ぜひとも事前にこういうことについて答えてくださいと言っていたかないと。急にだされて、まるで何か困らされているように今まで私が町長させていただいて思うのですね。少しずつやれることを順次させていただいておりますが、全てにおいてできていないと思います。

先ほど副町長が答えましたとおり、できること、できないこと、またさらには最近では災害の規模が大きくなってきております。ですから、従来の対応をただけで、果たして全て対応できるのか。例えば、ヒナサイ山から流れ出てくる土砂についても対応はさせていただいたのですが、もしそれより大規模なものが発生すればどうなるのか。従来よりも雨の量とか、時間に換算しての量とか増えたりもしている部分もある場合もありますし、なかなかできていない部分があるかと思いますが、危険なところについては地域の方に十分お知らせするなどの努力もさせていただきたいと思いますが、現状において十分対応はできていないと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 何も困らせようとかという、そういう手はもう全然ございませんで、会議録を見ておりましたら、町長が議員時代にハザードマップのことについて、本町としては国や県の指針があるけれども、万一に備えてどのように考えているかということ、質問をずっとずっとされていたことがあるので、当然言われた以上は御自身としては、ああ、そういう部分はちゃんとしておられるのかなと思ってお尋ねをいたしました。ということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 町長。

○町長（服部千秋） 精いっぱいしてるのですが、じゃあちゃんとしとんのかと。私は当時どの程度、今おっしゃったようにしつこくというか、何度も言ってたのか。私はうそを言う意味ではなく、きちっと覚えてないのですけれども。当時雨が、それが同じ年度のことかどうか記憶がはっきりしないのですが、水路にあふれていたことについて当局に質問をした記憶はございます。ですので、そういうことについて自分の立場から何とかしてほしいということを申し上げました。そして、解決できること、できないこと、今できないからやらないという意味でないのですが、時間をかけて少しずつ解決をしないと何でもすぐできるものではございませんので、精いっぱいいろんな問題について取り組んでおりますし、雨水幹線とか播洞川等、いろんなことを折あるごとに関係のところと話しながら、そちらから見ると足りないかもしれませんが、こちらは精いっぱい努力しておりますので、御理解もお願いできたらありがたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 現時点においては、何も具体的には決まっていないと聞きましたので、しっかりとこのハザードマップの中において課題を見つけて、町の住みやすい、安心・安全なまちづくりをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（藤澤元之介） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午後 3 時05分）

（再開 午後 3 時10分）

○議長（藤澤元之介） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次、出原賢治議員。

○出原賢治議員 こんにちは。議員番号 2 番の出原賢治でございます。通告に従いまして、本日は 2 つの質問をいたします。

1 つは、戸籍の事前登録型本人通知制度の創設について、2 つ目は安全・安心のために事故・事件の未然防止に向けた環境整備について、この 2 つについて質問させていただきます。

まず最初に、戸籍等の事前登録制度についてですが、これは自治体が住民票とか戸籍謄本とかを代理者、第三者が交付した場合に、その交付されましたということを本人に通知するという制度で、不正な交付を防ぐという、そういう意味合いのあるものでございます。多くの自治体ではこの事前登録型本人通知制度というのが実施されておりまして、兵庫県下におきましては太子町と神戸市を除く全ての自治体で設けられておりまして、余り登録者が増えていないこともございまして、それをいかに広報するかということが現在の課題となっている状況でございます。戸籍が不当に取得されるという、この問題は本人の人権侵害、これにつながることにもちろんありますけれども、それに加えて不正に開設されました金融機関の口座でありますとか、それが詐欺等の犯罪に利用されるなどの懸念もございます。多くの自治体で導入されているこの状況に鑑みまして、そうなりますと太子町がそういった不正や犯罪の温床にならないかということが危惧されるところでございます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

まず、第 1 に太子町ではこの問題をどのように考えておられるか。

それから、2 番目としまして、この事前登録型本人通知制度の導入の計画はあるか。もし、難しいならば、その理由等もお聞かせ願えればありがたいと思います。

それから、この戸籍等の不正取得につきましては、この事前登録型本人通知制度を導入することだけが解決ではないと思いますので、太子町としては今後どのような施策、取り組みを行っていく考えがあるか。

以上、3 点をお聞かせください。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、出原議員からの事前登録型本人通知制度の創設等につきまして、3 点御質問をいただいておりますので順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、事前登録型本人通知制度を導入される中で、太子町が不正、犯罪の温床とにならないか危惧される問題点について、どう考えるということでございますけれども、戸籍謄抄本及び住民票の写し等の交付に当たりましては、御案内のとおり、戸籍法、住民基本台帳法の各規定により本人確認が義務づけられるところでございまして、当然当町におきましても一件一件厳格に審査、

確認を行い、対応しているところでございます。

この関係につきまして事の経緯を若干お話しさせていただきますと、私自身も県におきまして担当係長として携わっておったところではございますけれども、兵庫県内で平成17年以降、行政書士や司法書士による戸籍謄本等の不正請求事件が頻発したため、兵庫県では国に対しまして、当時も私も上京いたしました、法務省、総務省に対しまして戸籍法等の改正要望を行うなど、不正請求防止に取り組んでまいりました。これらを踏まえまして、平成19年に戸籍法、住民基本台帳法が改正されまして、従来の原則公開から原則非公開へとその流れがかじを切ったわけでございます、本人以外への公開は行政機関や弁護士など、あと司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士と行政書士、いわゆる8士業でございますけれども、8士業による職務上請求等に限定されることになりまして、戸籍謄本や住民票写しの交付条件の厳格がなされたところでございます。また、罰則の強化等も図られたところでございます。しかし、請求権のある第三者を偽装した不正請求取得については、その後も水面下で行われまして、平成23年11月に発覚いたしましたいわゆるプライム社によります不正請求事件で個人情報が取引され、巨額のビジネス収入を得ていたことや身元調査等に悪用されていたことが裁判の中で明らかになりまして、不正な請求取得による本人の権利が侵害される事例が発覚したところでございます。このような不正行為に対して、いわゆる事前登録型本人通知制度が、不正取得による被害の防止や不正請求の抑制あるいは事件の発覚や人権尊重の機運の醸成が図れる効果はある一定程度は期待できるとは考えております。

なお、当町におきます当該制度の問い合わせにつきましても、この過去5年間で2件程度と伺っているところでございます。本町の民主化推進協議会の日ごろからの取り組みによりまして、人権尊重のもと、不正取得の抑制が図られているのではないかと考えているところでございます。

一方で、本人通知制度につきましては、正当な理由によって交付を受けた第三者の権利にも配慮する旨が指摘されております。証拠隠滅や相手方に察知されることなく進めなければならない保全命令を申し立てようとする債権者や離婚調停等を申し立てようとする配偶者、暴力の被害者の利益なども考慮する必要があると考えられます。さらに、本制度を導入した場合でも第三者の取得後に通知されるため、個人情報が不正に取得されること自体防ぎにくい状況でございます。また、既に導入済みの県内39市町の事前登録率の平均は、昨年、平成30年10月現在で1.1%、登録率1%未満の市町が30市町あるとも聞いております。加えまして、事前登録にも更新年数がございまして、5年ごとに更新が必要な市町もあるようでございます。

太子町におきましては、現在不正請求に対する防止策といたしまして、神戸市と同様に被害告知型の通知制度を導入しているところでございます。この制度は不正請求が発覚した場合、登録の有無にかかわらず本人にその旨を通知し、本人の権利や利益を保護するとともに不正取得の抑制を図るものでございます。いずれにいたしましても、個人情報の保護につきましては、個人の尊厳の確保と基本的人権を擁護し、町民への説明責任を果たし、町民の町政に対する理解と信頼を含めていくことが重要であると考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

2点目でございますけれども、事前登録型本人通知制度創設の計画についての御答弁でございますけれども、事前登録型本人通知制度につきましては議員御指摘のとおり、兵庫県内41市町のうち31市町で導入しておりますが、全国的に見ますと全国1,424自治体のうち560自治体で実施状況でございますけれども、全国ベースでは32.5%となっているところでございます。また、既に導入済みの自治体においても、各自治体が情報公開条例や個人情報保護条例の中で判断しており、自治体間での取り扱いの格差が発生している状況であるため、全国的に統一な運用が求めら

れます戸籍、住民基本台帳の事務の制度の趣旨に合致していない現状でございますので、戸籍住民基本台帳事務の全国組織であります全国連合戸籍住民基本台帳協議会の研修会におきまして、本人通知制度に関する法整備あるいは統一的な運用方針を定めるよう、毎年にもわたりまして法務省及び総務省に要請をしているところでございます。

法務省、総務省の両省の見解につきましては、不当な目的による請求、申し出を抑制する効果を期待する意見がある一方で、正当な理由があるとして交付を受けた第三者の個人情報にも配慮すべき意見があるなど、さまざまな議論があるようでございます。現時点での法整備の導入は困難であると考えているということで、国のほうからの回答がでございます。しかしながら、昨年度におきまして、法務省のほうに本人通知制度の実情や実務上の問題点を把握することを目的といたしまして、全ての市町村を対象に調査を実施し、調査結果については今後検討に生かしてまいりたいという回答がなされたところでございます。まだこの調査結果は出てきてませんが、こういうところも踏まえながら、本町におきましては国の動向に注意を払い、また近隣市町の運用上の問題点も整理しながら、事前登録型本人通知制度の実施につきましては、これが決してゴールとならないように現行制度をきちんと運用しながら引き続き研究してまいりたいと考えているところでございますので、何とぞ現状の取り組みに御理解いただければ幸いと存じます。

最後に、3点目でございます。

今後、どのような施策、取り組みを行うかについての御質問でございますけれども、戸籍法及び住民基本台帳法の改正が平成20年5月1日から施行されまして、戸籍謄本等の交付請求ができる場合の制限、請求する者の確認、不正請求に関する罰則が強化され、それから10年以上が今経過しているところでございます。不正請求事件は少なからず全国ベースでは発生しているところであり、不正請求による個人情報の悪用が人権侵害につながるおそれもあることから、まず現行法の運用を徹底し、対応していくことが大切であると考えております。また、引き続き国に対しましても統一的な法整備等を求めることや、この登録制度の導入起用につきましても補助金等の要望も行っておりたいと考えるところでございます。兵庫県においても、本制度の情報提供や助言のみならず、国に対し戸籍法等の改正を要望するなど、不正請求の防止に取り組んでいただいているところでございます。町といたしましては、初めに申し上げたとおり、日ごろからの人権啓発を推し進めることで不正取得の抑制を図りながら、個人情報の保護につきましても個人の尊厳の確保と権利を擁護し、町政に対する理解と信頼を含めていくよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導、御助言をよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 御丁寧な説明、ありがとうございました。

まず、1点確認したいのは、現在戸籍謄本、これは年間にどのくらい発行されていて、そのうち第三者の申請による交付というのはどのくらいあるのか。それは、おわかりでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 年間、全部計算したわけじゃないのですが、1カ月ベース掛ける12にした形で大体の推定でございますけれども、住民票戸籍で年間大体2万7,000件強が申請されて発行している状況でございます。そのうち、第三者請求におきますのが1,700件程度というような形に年間推計しているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 そういたしますと、第三者からのものが1,700件ということで、比率としては5%ほどということよろしいですか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） そのように私どもも理解しております。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 確かに副町長が今おっしゃられたように、正当な手続で第三者が、いわゆる8士業の方が戸籍を第三者として取得するという、こちらの権利も守らないといけないということはもちろんそのとおりでございます。ただ、副町長のほうからも話がありましたように、大規模なそういう個人情報というのを商売として使うような、そういう悪徳な例もございますし。これは本人にとっては非常に人権の侵害につながるものでございますから、今の話を聞いておりますと、その点については十分認識されておられて、今後しっかりと太子町としても最適な方法をとっていきたいという、そういうふうな考えでおられるということはよくわかりました。

それでは、この問題に関して、兵庫県としては兵庫県全体の取り組み、国のほうの最終的な統一的な法整備というのが望まれるわけですが、今現在兵庫県としてはどういうスタンスでいるのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 私も今兵庫県を離れておりますので、現時点で市町振興課というところが所管と、あと教育委員会のほうの人権推進室の部屋もあるのですが、戸籍謄本等の不正取得の防止に対しての本人通知制度についてということで、市町振興課と意見を交換しているところでございます。先ほど議員のほうからも御指摘がありましたように、県内41市町のうち39市町ということで、登録制度を事前の分を引いてないのは神戸市と太子町ということで。兵庫県自身は太子町にも同じように登録制度をしていただければありがたいかなというお話は、兵庫県のほうからは聞いております。兵庫県自身も取り組みとしては、先ほど私も申し上げたような経緯、経過がございますし、法改正のほうも兵庫県のほうから提言して、今しているところでございます。兵庫県自身は、市町の人権啓発の補助事業によって、やはりそういうような市町向けの啓発資料を作成する際の助成というか、補助とか、そういうところの助言とかということで本人確認制度導入の手引きとか、そういう情報提供とか、そういうのは現時点でもしていただいているところでございます。あと、先ほど申し上げたように、事あるごとに全国団体の協議会のほうに法務省、総務省のほうに、そういう事前登録制度があるのですけれども、全国ベースで見ますと取り扱いに非常に差異があるというか、格差があると。個人情報保護条例でやっているところもあれば、それ以外のところの条例でやっているところもあればと、自分らの要望でやっているところということで、やはり戸籍にしても住民票にしましても、そういう全国統一で取り扱うべきものでございますので、できましたら国のほうで運用方針をきちっと出していただいて、片や第三者のほうの権利をも図らなきゃいけませんけれども、本人の個人情報を守らなきゃいけない。そういうせめぎ合いのところで、それぞれの市町で勝手に、勝手ということはありませんけれども、取り扱いに差異が出てたらやはり申しわけございませんので、そういうところをきちっと兵庫県から国のほうにもあわせて言っているというところでございまして、現時点では、もう既に県にとっても言ったら申しわけないかもしれないですけども、つくったらゴールというようなところが若干ございますので、全体登録率も非常に悪うございますので、そのつくったところに対しては兵庫県としましては登録率を上げるようにという助言がある一方で、またその制度ができてない団体についてはその制度の導入をしていただきたいという、その2本立てで今取り組まれること、プラス国に対しては全国統一ということでの助言をいただいているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 県としては、自治体がたくさんある中で導入していないのが太子町と神戸市だ

けということで、実際その導入されている市町に対しては、それをより統一的に運用するとか、あるいは登録している人を増やしてくださいよという、そういう対応をとりつつ、全国的に法整備をしていかなければならないと、そういうふうなスタンスということによろしいですか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） おっしゃるとおりでございます。先ほども申し上げたように全国ベースで見ますと30%強というような制度の導入率。西日本というか、そういうような地域改善的というか、そういう人権が昔から非常に検討されていて、啓発で非常に頑張っていたところというか、そういうような問題、課題が多かったところの地域については導入率が非常に高い。関東のほうは非常に導入率が低いというのが全国的な現象でございます。ですが、兵庫県といたしましては、やはり事の発端が平成17年に起こりました行政書士、司法書士による不正取得というか、そのあたりが事の発端になりますので、兵庫県としましてはやはり全国でそういうことが起こった原因をつくったほうでございますので、きちっと法改正も原則の公開から非公開にさせていただくようなことで非常に尽力をした中で、県下統一的に全部そういうような姿になれば人権推進課とか教育委員会も含めてつくる、そういう人権の観点からすれば目標は達成するというような状況がございますので、人権推進の立場からしたら、そういうところになってくると。ただ、一方で先ほども申し上げたように8土業による第三者で正当に請求できる、本来わかつてはならない部分もきちっと擁護していかないといけないというところがございますので、そのあたりのせめぎ合いというか、そのところをどこまで深く考えるかどうか。よって、ここの町におきましては、人権に日ごろから非常に力を入れておりますので、そういうようなのは逆に抑止力になって抑制されて、大きな問題には今のところは生じていないというような認識でおります。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 わからないではないのですけれど、それで太子町としては要するに、今国のほうで最終的には統一的な見解を求めているという、そういう立場であって、今すぐにこれをほかの市町に合わせて導入するということは考えていないということによろしいでしょうか。つまり、ほかの市町にもいろいろ問題があるということは私もわかっておりますし、その費用対効果の面もございますので、そういうことも鑑みた上で今すぐには導入しようとはしていないと、そういうことでいいですか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議員御発言のとおり、国の動向に注意しながら、整理をしながら、先ほども答弁の繰り返しになりますけれど、決してゴールとならないように現行制度をきちっと運用した上で、引き続き事前登録型のほうも研究を深めていきたいと思っておりますので、今すぐ、来年度これを要綱改正して、この制度を導入するという予定は今現時点では持ち合わせておりません。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 それで、先ほどちょっと話がございました全国連合戸籍住民基本台帳協議会で、というところに太子町も加わって、そこから国に対して働きかけをしているということで受け取らせていただきましたけれども、太子町としてはその点に関してはかなり積極的にやっておられるのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 太子町独自で法務省、総務省に行ってどうこう言ってもなかなか取り扱っていただけないものがございますので、やはり兵庫県を通じまして、そこはお願いをしているようなところでございます。個別にそれぞれの提案を出す際には県を通じてということになります。

すので、太子町も県のほうの同じような連合会の協議会がごございますので、そこに個別とともに統一的に運用をしていただく。これは別に兵庫県だけでございませんで、ほかの神奈川県とか東京都とか、関東地方の都道府県におきましては、やはりなかなか全国ベースで整備率が非常に低いものでございますので、そういう関東の府県とも連携しながら兵庫県にやっていただいているというところでございます。先ほど、法務省、総務省からの回答につきましても、法務省がやっと何か重い腰を上げて全国ベースでそしたら調査かけましょかと。その結果を踏まえて、次の手を打ちましょかというところを去年やっと引き継いだのですが、それも神奈川県とか、霞ヶ関に近いところの府県のほうにお力をいただいて、大分言うていただいて、初めてそういう回答をいただけたという状況でございますので、私どもで単独でなかなかやってないというか。全体的には60何%やってない府県のほうが、市町のほうが多いのですけれども、太子町独自というよりは兵庫県と一緒にあってほかの都道府県と一緒にあってお願いをしているというような状況でございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 わかりました。でしたら、ほかの自治体ともよく協力していただいて、非常に人権にかかわる問題ですので、太子町としてもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

1つだけお聞きしたいのですけれども、現在太子町では告知制度というのは導入しているということですね。不正が起こったときの告知制度ですね。これは実際被害が発生した後で告知するという、そういう形になるかとは思うのですけれども。それにしても、これ被害が実際に起こったということの判断はどうしておられるのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 今の太子町以外のほうの市町のほうも実際は個人情報をとられてからしか、事後でしか通知は行かない。まず、そこは御理解いただきたいのですけれども。神戸市と私どもがやっております通知制度でございますけれども、本人の通知はそれぞれ戸籍法、住民基本台帳法とかで違反事件が起こって、判決とか出たりとか、そういう決定が確定することがありますので、そのときにあなたのやつがこういうふうな判決とか、こういうような確定事件になりましたので、こうなってますよと。そこまで全部知らない方も多うございますので、そういう際にお教えしたり、国とか県のほうの関係機関のほうから8土業さんが職務上使用したいけれども、これは不正ですよと。不正じゃないかということで今私ら考えてますからというような、行政間のやりとりということで、国、県のほうから8土業による不正事案ですよという情報提供があった場合とか、要綱のほうの第3条のほうに規定させていただいているのですけれども、そのほかこれに準じて、これは新聞沙汰ではないのですけれども、そういうの不正請求じゃないかなというのが明らかにわかった場合とか、そういう事例はこういうあなたのやつが不正にとられている可能性がありますよということでお知らせさせていただくというような状況でございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 そうしますと、事件化したりとか、それが発覚した場合はそれは通知できますけれども、水面下でもしそういうことがあった場合というのは、これは全然対応できないということですね。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） だから水面下という部分もあるのですけれども、国、県による8土業による不正請求事案と思われる情報公開の場合だったら、水面下の場合でも事件が大きく外にならない場合でもわかる可能性があると思いますが、先ほど一番最初に申し上げた判決とか、その確定事案とかということであれば、もう水面下ではなかなかわからないという認識であります。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 きょう質問させていただきましたけれども、先ほど副町長も言われたプライム事件ですか、というものでしたら、これは行政書士でしたか、職務上の請求書を偽造した、それ自体を偽造したので全然発覚できなかったという話ですけれども。こういった問題というのはこれからもあるかもしれませんので、太子町としてもよく考えていただいて、最適な方法の導入をよろしく。そして、町民の人権を守るという観点で取り組んでいただきたいと、そのように思います。

それでは、次の質問に参ります。

事故・事件の未然防止のための環境整備ということで、今現在太子町におきましては第6次総合計画というのが、今議会の議案にも上がっておりますし、ついこの間は総務経済建設常任委員会のほうに八幡経済建設部長と森田総務部長と来ていただきまして、大変夢のある次期の都市計画マスタープランを策定中だということを披露していただきました。こういった未来のまちづくりに向けて、きょうの議員の皆様の質問を聞いていても、切り口はさまざまですけれども、太子町をいかにブランド化していくというか、将来の太子町のためにどのようにしていくかという、そういう関心で皆さん質問されておられるなど感じたところです。それで、今回私が取り上げました安全・安心という、この観点はまちづくりのあらゆる側面の基盤、基礎になるものであると考えております。生活面においては、交通事故でありますとか傷害事件、これは午前中の中薮議員の質問にもございましたが、そういったものに巻き込まれることのない環境整備というのが求められますし、加えてこういった安全・安心を確保するということは、基盤であると同時に非常に地道な長年の取り組みが必要ですので、すぐにでもできることでもありますし、今から積み上げていくことであると考えておりますので、そういう観点から質問させていただきたいと思っております。

まず、交通安全については、きょうは主にカーブミラーについて。事故防止の面に関しては防犯灯あるいは街灯についての質問をさせていただきます。

まず最初に、カーブミラー、防犯灯に関する、町の現状についてなのですが、それぞれの設置の状況と、それから2番目として、これは先ほど質問の中でもありましたけれども、自治会のほうから要望があって、それを現地視察をして最終的に必要があれば導入するといった、そういった話でしたが、どのくらいの数の要望が年間あって、それに対してどのように対応している状況、それをお聞かせください。

それから、3番目としまして、そういったときに古いものを更新したいとか、新規に設置したりすることはあるかと思うのですが、その基準ですね。どういった基準でそれを判断されているのか。

4番目として、そのほかに町としての独自の取り組みがあるのかどうかというところをお聞かせください。

それから、大きな(2)番として、こういった事件とか事故を予防するという視点から、こういった施策を考えておられるのか。

以上、お答えいただければと思います。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） それでは、私のほうから。中身的にはまちづくり課に係る部分もありますが、とりあえず私のほうから全部お答えさせていただきます。

まず、1番目の防犯灯等に関する現状についてでございます。

平成30年度末現在で、カーブミラーの数がまず全部で1,033基及び防犯灯につきましては957灯

設置してございます。これにつきましては、平成30年度の決算委員会の資料にも掲示させていただいております。

2番目の要望状況についてでございますが、まず防犯灯につきましては自治会長のほうから毎年数件程度の要望が出てきております。今年度につきましては5基の要望がございまして、今現在4基が設置済みしたところでございます。カーブミラーにつきましては、例年10件前後の要望が毎年出てきておりまして、今年度につきましては8件の要望、そのうち7基につきましては既に設置済みというところでございます。あと残っている数につきましては、まだ3月までございますし予算の関係でもありますので、その辺でできるものは順次整備していくというところでございます。

3番目の基準についてでございますが、まず防犯灯の更新及び故障、球切れ等につきましては随時更新をしております。新規の設置基準につきましては、まず自治会の境界等であり、どちらの自治会にも属さない場所、もしくは不特定多数の利用があり、自治会以外の利用者がおおむね50%以上の場所であること、既設の防犯灯間がそれぞれ50メートル以上離れている場所、また防犯及び交通安全上必要と思われる場所、こういった規定を設けておりますので、これに合致するかどうかを判断しております。

カーブミラーについてでございますが、設置基準は事故等による破損及び経年劣化による視界不良となったカーブミラーは随時更新をしております。事故による破損は本来原因者において復旧を依頼しております。原因者負担を原則としてはおりますが、その中で復旧に使用するカーブミラー、このカーブミラーは曇りどめ加工が施されたもので復旧をするようなことにしております。汚れ等によりまして視界不良になったカーブミラーにつきましては、清掃を町が道路パトロールをしながら順次やっているもの、また場所によっては自治会等に清掃をお願いしているようなところもございます。設置基準につきましては、太子町道路反射鏡の設置及び管理に関する基準により実施しておりまして、基準内容としては塀などの半永久的な工作物により安全確認が困難なこと、不特定の車両等の通行があること、受益者が5戸以上あること等を定めております。そういったもので判断をさせていただいているところでございます。

最後に、独自の取り組みとしてあるかというところなのですが、まず防犯灯につきましては一般的なLEDを使用しておりますので、特にそれはございません。カーブミラーにつきましても、これということではないのですが、太子町の仕様としましては防滴、防汚、曇りどめ加工されているものを設置するというもの限定しておりまして、良好な視界を確保し、メンテナンスの簡略化をしているところでございます。また、経年劣化によりまして、更新するカーブミラーにおいても同様のものを使用しております。

続いて、2番目の事故・事件を予防する視点からの施策についてでございます。

内容的には啓発事業とハード事業に分けているわけでございますが、啓発事業につきましては防犯灯、防犯カメラの設置補助を行うとともに、地域住民が安心して安全に生活ができるよう、地域での見守り活動や防犯推進委員会、警察署、各種団体と連携し、防犯パトロールを毎月1回実施しているところでございます。また、このほかにも公用車や防犯推進委員会による青色パトロールを随時実施しております。また、警察と自治会との協力によりまして、糸井地区、太子高校周辺におきましては区域内時速30キロのゾーン30というものによりまして速度規制を実施しており、今後も他の地区におきましてもそういったものの導入を検討してまいりたいと思っております。

次に、ハード面についてでございますが、カーブミラーの破損やガードレール未設置箇所等の把握、通学路におきましては子供の安全確保のために路面にグリーンベルトを設置し、通学の安

全確保を行っております。また、生活道路における速度抑制を目的としまして、路面に段差施工ハンプや交差点をカラー舗装にすることによりまして明確化し、通行車両等への注意喚起を行っております。そういったことも踏まえまして、今後対処可能なものから随時対応し、住民目線に立った安全配慮の取り組みを検討して、継続してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 どうもありがとうございました。

細かく聞いていきますけれども、今聞いた感じでは2番目のその要望の状況についてなのですが、年間上がってきている数がそれぞれ10件、5件というような数で、その大体8割程度は対応しているという、そういったお話だったわけですが、数としてはこれは多いのか、少ないのか、私はちょっと少ないのじゃないかなと思ってるのですけれども。といいますのは、自治会とか町民からの要望とか言っても、それはなかなか思っても言ってもこない方ももちろんございますし、自治会によってそういうのが非常に積極的なところとそうでないところもございますので。例えば、カーブミラーを設置するといった場合に、そういった要望が来て動くということ以外に町としては何かそういった対応はされておられますでしょうか。積極的にこういったところにつけようとか、そういった取り組みはされておられますでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） カーブミラーに関しては、例年10件程度ぐらいが自治会を通して出てくるのですけれども、その出てきた段階においてはまず現地確認に行って、左右の見通しがいかが悪いか、必要かどうかという判断をさせていただきます。それから、総論はつけてほしいと言われるのですけれども、実際につけようとする、そのつける隣接の家屋から反対が来たり、景観上悪いとか、同意がとれないケースもございます。公安委員会では、警察のほうの考え方は、カーブミラーというのはあくまでも安全補助装置であると。だから、どちらかっていったら推奨派ではなくて、逆に自分の目で確かめて安全を確認してくれと。カーブミラーというのは公安委員会のほうでいうと、意識づけというか、必要性というのは全然警察のほうは認めていません。どちらかというとな障害物になって、通行する場合に車とか自転車とか、そういうものと接触する道路上の障害物であるという感覚のほうが強いのが現状です。そういった中で、本当にそのカーブミラーが必要かどうかというのを十分にまずは我々もチェックさせていただくということとあります。例えば場所に応じて、その要望以外に道路パトロールがずっと出てますので、毎日作業員が出てますので、そういう中で本当に当然必要な箇所というのは把握はしています。ただ、傾向としては、例えば個人的な出入りとか、ガレージに出入りするとか、もう数軒しかないのに出入りするとか、そうところからの要望も結構ありまして、やはり効果、検証をきちっとやると。それを一番大事にしていきたいと思っています。それから、景観地区に関しては、景観に配慮した色の指導を一応開発業者にしまして、そういった景観上の配慮もあわせてやっていくということで考えています。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 道路パトロールをして、それでそういった場所というのは抽出というのは町独自でもやっているという理解でよろしいですか。あるいは、警察のほうともいろいろ協力して。カーブミラーというのがどうなのかというのは警察のほうでもそういった意見があるということは今お聞かせ願いましたけれども、例えばカーブミラー以外でも、例えば危険箇所に対してどういった、歩行者の安全を守るとか、あるいは事故を防止するためにどういった対策をとるかとい

うことを考えなきゃいけないと思いますので、少なくともどこが危険でということを抽出する作業はやっておられるという、そういうことでよろしいですか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 当然、安全対策会議を県土木事務所、それから公安委員会、警察、それから町ですね。その道路管理にかかわる部署が集まって、各校区で実際に地域の方も一緒に歩いていただいたりして危険箇所の把握を行ったり。それから、教育委員会の主導で通学路の安全対策会議というものを1年に1回開催して、通学路上で危険な箇所はないか。そういったものを総合的に判断して、そういうことも当然やりながら。それから、もう1つは事件が多発する場所、例えば交差点での事故とか、そういう歩行者事故が多いところは県警の本部からも出てきて、年に1回、事故が多い箇所の検証を一緒に行っています。そこで、その事故原因、それからどういう効果が一番いいのかと、いろんなことを考えて、それから対策を練ると。それは道路管理者としての対策、それから公安委員会の対策もありますし、そういうことの方策を考えていくと。ただ、なかなかそれがやっぱり、今太田地区でもいろいろあるのですけれども、いろんな障害になる、簡単にその1カ所を抑えたら解決する問題じゃなくて、道路構造上の問題であったりとか、それから何が一番適切か、警察と我々の役割分担もありますし、そこら辺を総合的に。我々が要望していかないといけない場合もありますし、単独で処理できる場合もありますし、それは常に安全に対しては認識をして対策を練っているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 道路ということであれば、町だけではなくて県の管轄のところもあるでしょうし、当然警察との連携というのは非常に大切なことだろうと思いますので、町としても警察ともかなり密に連絡をとって、そういった危険箇所の抽出、対策をやっていただきたいと、そのように思います。

先ほどの中薮議員の質問で住民というか、自治会の方がやっぱり一番現地で住んでてわかっておられるという、そういった答弁がございましたけれども、もう少し住民の日々感じておられる、そういう感覚といいますか、それを吸い上げるような取り組みをやっていただきたいなど。つまり、行政側の人が見回ってということではなくて、実際住んでいる人たちの感覚を、例えばアンケートをするとか、あるいは町の職員の方たちに、ほかの部署の方にも協力していただいて、自分が住んでいる近くのところで危険箇所を吸い上げるとか、そういった取り組みというのはもっていただきたいなと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 一応、自治会が役員がかわられたりとか、そういった場合に、例えばどういうふうな流れで要望をお聞きして手続上やっていくのかとか、そういうお話をさせてもらったり。個人の方から御相談があったりとかした場合も丁重にお聞きして、自治会を通じて要望書を書いていただくようお願いをしたりとか、自治会にです。そういうふうに自治会との連携というか、そういうものは密にしているつもりではございます。

ただ、住民の意見を吸い上げるということで、例えば庭先の小さな話から、本当に広域的な大きな話から、さまざまな問題がありますので。その問題を、当然我々お聞きするのですけれども、地域の代表の方がそれを認識まずしてもらって、わかっていた上で一緒に問題解決していかないとだめなので、当然個人との関係性と、それから自治会を通じての関係性と、両方を並行して常にやっていっています。だから、今のところ、安全対策会議とか、そういった中で安全に対するの確認のときには自治会のほうも当然参加していただきますので。だから、一定の配

慮はさせていただいているつもりでございます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 防犯灯につきましては、基本自治会内は自治会で防犯灯を設置しております。今、答弁させていただいたのは、どちらの自治会にも属さないものを町で設置していると。実際、防犯灯につきましてはなかなか昼間意識して誰も見てない。夜、電気がついて、ああ、ここ暗いなというようなことがございますので、なかなか中央の行政として夜頻繁にパトロールしておるわけではございませんので、そういったところも意識しながら、夜出かけていくようなことがございましたら、今後そういったところも目をつけながらというようなことで言われるような対応が必要かなと思っているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 私がそう申し上げましたのは、この前も交通事故がございましたけれども、あくまでもこういった事件とか事故を未然に防止するという視点からと、(2)番のほうですけれども、話をしているわけなのですけれども。ハインリッヒの法則というのは有名なものなので御存じかと思いますが、1つの大きな事故があるときには、その重大事故に至らなかったけれども小さな事故というのが大体30件あって、その30件の背景にはさらに300件のいわゆるヒヤリ・ハット、つまりひやりとしたりとか、はっとしたりとか、そういったことが潜んでいると。これは私も化学会社で長年勤めておりまして、安全に関する部署にも長年勤めておりましたので、例えばそういったプラントでの1つの事故を防ぐためにその30件の軽微な事故をしっかりと解析する。さらに、その小さな軽微な事故を防ぐために300件のヒヤリ・ハットというものにやはり目を配るという、そういった感覚。私、これ町の行政とは違う面はあるかもしれないですけど、こういった交通安全でありますとか、事故を防止するといった、そういった観点からいえば、非常にこの考え方というのは重要ではないかと考えているわけです。ですから、例えば事故が本当に起こったなり、こういった基準に合っているからこうやるということではなくて、町民が生活している中で、これはちょっと危なかったなと感じたりとか、あるいは暗くて危ないなと感じたりとか、そういった感覚というのをもっと抽出して、まちづくりに生かしていくべきじゃないかと私は思っているのです。もちろん、町民から出てくるその意見というのを何でもかんでも取り上げるというのは予算的にも、これは難しい問題があるとは思いますが、その姿勢としてそういった安全づくりをしていくという姿勢、言うたら攻めの安全づくりというか、そういったことをやっていただきたいなということをきょうは本当に伝えたいと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 言われるとおり、安全に対しては当然前向きにやっていくのが当然でございます。それで、今都市計画マスタープランでお話したように、例えばにぎわいがあるという町は、逆に今言う通過交通で生活道路に車が入ってきて非常に危険だという問題も起きると。そういったことでも、いろんな方法を考えて、先ほど生活福祉部長が言いましたようにハンプを試験的に社会実験で2カ所やってみたり、それからグリーンロードという表現になってますけれども、グリーンロードということよりも、まずは通学路になっている区域を路側線の幅を狭めて、そして見た目の車幅を狭くして車のスピード抑制をかけると、見た目のですね。それで、片側にグリーンのラインを入れて、歩行者の歩く方向性を誘導すると。それは歩道ではないのですけれどね。だから、そういう1つのガイドラインをグリーンロードでつくってあげると。ここは通学路ですよというグリーンロードという意味では余りないのですけれども、そういうふうな歩行者の誘導していくということと、車道分離の原則でそういう安全をやっていこうとか。

それも試験的にやっています。そういった中で、どれが一番効果があるのかということを検証しながら、ずっと進めていっているのですけれども。例えば安全というのは、もう絶対というのはなくて、要はこれでいいというものもなくて、ただ聞く姿勢としては当然我々も常に安全には意識を向けて、よその自治体が取り組んでいることに関してはいち早く情報を持って対応できるように対応していくと。

ただ、たくさん要望をいただくのですけれども、やはりその見きわめも非常にしていく。そのかわり、スピード感を持って現場を見て確認をさせていただくと。例えば、道路側溝が段差があるよとか、それからある人から見たら危険だけれど、ほかにももっと危険な場所あるというようなケースとか、いろいろあるので。だけれど、そこが危険であるかないかというのは主観にもよりますので、ある程度基準も決めないといけないというのが現状であります。

ただ、よくお怒りを受けるのは、要望を出したけれども回答が遅いとか、出したけれどもほとんどだめって、必要ないというふうな否定で返ってくるとか、そういうお叱りも受けるのですけれども、姿勢としては前向きに意見は聞いて、常に安全に関しては留意をして対応していくというのはもう間違いございませんので、よろしくお願いします。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 わかりました。そのようにお願いしたいと思います。

今、経済建設部長も言われましたように、安全というのは、これで終わりと、これで完成ということはないものであると僕も思っております。というのは、町自体もどんどん変化いたします。あるところにカーブミラーや、こういった例えば歩道を設置したとしても、何年かすれば、また町の様相もかわりますし、人もかわります。住んでいる数もかわりますので、またそれに必要な対策というのを、やはり毎回、いつも常にやっていかないといけない、そういったものだろうと私は思っています。また、こういった安全を管理するというか、交通事故に関して言えば、交通事故が起こらないということが1つの結論。事件・事故に関しては、そういった怖い、不安だと思わないということが結論というのは非常に成果が見えにくい仕事でもあります。ですから、評価もされにくい仕事だと思いますけれども、太子町としてはぜひそういったところをしっかりと評価していただいて、そこに力を入れると。何も起こっていない、それが成果なのだという、そういう視点で、そういった部署にもしっかりと力を入れてやっていていただきたいと、そのように思いますけれども、こういった安全確保に関しての予算配分、経費なり人員なりというのは十分できておりますか。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 防犯、交通安全、危機管理等々、全般的にいろんな話がございます。それが対象が高齢者や子供やということでの場合もございます。また、ともに地域安全というか、地域ぐるみで防犯パトロールをしていただく部分とか、さまざまなそういうところで何に重点的に限られた予算を配分して集中的にやっていくかということは、予算の査定の中でもさせていただいているところでございます。ですから、それは片や、一方から見れば足らへんのじゃないかなと言われる部分もありますし、一方の側面から見たら十分足りとんのじゃないのかなというところでもありますので、地域の方々とボランティアの部分もありますし、きちっと予算措置していかなくちゃいけない部分もありますし、そういうところをやはり住民の方と一緒に、関係機関、警察も含めてですけれども、必要なところに重点配分というか、それなりに各担当課で、そういうような社会情勢を踏まえて、今必要なものが何かということで集中と選択の中で予算を配分させていただいているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 最初に申しましたように、これから10年の太子町の発展のために、こういう安全・安心を確保するという、その視点は基盤になるものだろうと考えております。先ほど町のにぎわいの話も出ましたけれども、私はもっと歩いてる人が多くないとにぎわいというのはできてこないのじゃないかなと思っています。今はやはり車が非常に多いです。それに対して、やっぱり歩く人が安心して歩ける。例えば、夜でも明るかったら散歩しようかなという気持ちにもなります。そういった本当に1つ1つが安心につながるし、例えば女性が帰るときに怖いなどか思わないとかというあたりも、その町の1つの価値になっていくわけですので、どうぞこういった安全・安心のための施策というのをおろそかにせずに頑張ってやっていただきたいと、そのように思います。

それでは、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤澤元之介） 以上で出原賢治議員の一般質問は終わりました。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は12月3日午前10時から再開します。

なお、12月3日の本会議は、改めて開催通知はいたしませんので御了承願います。

本日はこれで延会します。

（延会 午後4時11分）